

平成28年3月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成28年3月9日 水曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	山口	誠	実
教育長	古賀	信	雄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長	大川	豊	文
地域政策課長	野上	英	了
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	山中	美由	紀
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	吉永	文	典
行政係長	荒木	俊	行

議事日程

- 第 1 承認第 1 号 専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 第 2 同意第 1 号 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 第 3 議案第 1 号 工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（片島防波堤その 3））
- 第 4 議案第 2 号 平成 27 年度川棚町一般会計補正予算（第 4 回）
- 第 5 議案第 3 号 平成 27 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 6 議案第 4 号 平成 27 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 7 議案第 5 号 平成 27 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回）
- 第 8 議案第 6 号 平成 27 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 9 議案第 7 号 平成 27 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 10 議案第 8 号 平成 27 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 4 回）
- 第 11 議案第 9 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 12 議案第 10 号 川棚町農業委員会委員及び川棚町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 第 13 議案第 11 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 12 号 川棚町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 13 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 14 号 川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第 17 議案第 15 号 川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 16 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び同組合理約の変更の件
- 第 19 議案第 17 号 町道の廃止（町道新谷三反間線の件）
- 第 20 議案第 18 号 町道の認定（町道新谷三反間線の件）
- 第 21 陳情第 2 号 「石木ダム建設中止を求める陳情」

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、承認第1号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 皆様おはようございます。承認第1号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）」について、提案理由を説明いたします。

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が、平成27年12月25日総務省令第108号として公布されたところであります。そこで、この省令改正に伴いまして、先に改正いたしました川棚町税条例等の一部を改正する条例について、さらに一部を改正する必要が生じましたが、省令が平成28年1月1日から施行されることになり、議会を招集する時間的余裕がなく、去る12月28日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めます。改正の内容につきましては、このあと税務課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上ご承認くださるようお願いいたします。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 それではご説明いたします。今回の改正につきましては、ただいま町長が申しあげましたように地方税法施行規則の一部を改正する、先に改正しました川棚町税条例等の一部を改正する条例について、この部分については、具体的に申しあげれば、平成27年3月31日をもって改正をしました川棚町条例第20号にかかる未施行部分でございますが、今回さらにその一部を改正する必要が生じましたが、省令が平成28年1月1日から施行されることになり、今回、専決処分による改正を行ったものであります。さらに、その改正内容を具体的には、平成28年1月1日からの、いわゆるマイナンバー法の施行を見据え、昨年3月の条例改正においては納税義務者

の個人番号、並びに法人番号を申告書に記載するよう様式が準備されていたものでございますが、昨年末の政権与党、政府機関でのマイナンバー法施行の際の記載を当面見送るという見直しにより、今回の改正に至ったものでございます。議案最後のページの新旧対照表をご覧ください。

第51条は、町民税の減免手続きについて、また第139条の3については特別土地保有税の減免手続きについて、納税義務者の個人番号並びに法人番号を記さない旨の改正を行ったものでございます。

以上、専決処分書のとおりでございますので、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第1号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）」は、

承認することに決定をいたしました。

(1 0 : 0 7)

議 長 次に、日程第 2、同意第 1 号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 同意第 1 号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」について、提案理由をご説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、3 人の委員を選任しておりますが、任期は 3 年間で 3 人の委員の任期はそれぞれ異なっておりますので、毎年、委員の選任議案を提出している状況でございます。

そこで今回、現職の委員であります松永澄真氏の任期が平成 2 8 年 3 月 3 1 日をもって満了となりますので、新たに塩谷京介氏を選任したく提案するものであります。

同氏は川棚町下組郷 2 3 6 番地にお住まいで、昭和 2 9 年 3 月 2 2 日生まれの 6 1 歳であります。同氏は、昭和 4 7 年 3 月に長崎県立川棚高等学校を卒業、昭和 5 1 年 3 月に福岡大学を卒業され、同年 4 月に株式会社福岡木村家に就職され、昭和 5 2 年 9 月から長崎商銀信用組合に就職され、途中、近畿産業信用組合に社名変更がりましたが、平成 2 4 年 5 月まで勤務されております。これまでの職務経験において、固定資産に関し豊富な知識を有しておられ、委員として適任と判断されますので提案をするものであります。なお、任期については、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの 3 年間となります。

以上、提案いたしますので、ご審議の上ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議 長 これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:11)

議 長 次に、日程第3、議案第1号「工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（片島防波堤その3））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第1号「工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（片島防波堤その3））」の提案理由の説明をいたします。

地方自治法及び川棚町条例の規定に基づき、平成27年8月臨時会におきまして工事請負契約の締結についての議決をいただき、佐世保市天満町2番30号、門田建設株式会社代表取締役門田治男に発注しておりました三越漁港整備工事（片島防波堤その3）において、工事内容を変更する必要が生じたので、請負金額を2,192万4千円増額し、1億389万6千円にしたいので提案するものでございます。なお、詳細につきましては農林水産課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それでは工事請負契約の変更についての説明をいたします。

この三越漁港整備工事（片島防波堤その3）につきましては、27年8月臨時会におきまして、工事請負契約の締結についての議決をいただき、現在、工事を進めているものであります。変更内容につきましては、議案の次のページの参考資料をご覧くださいと思います。

堤体工におきましては、直立消波ブロック、方塊、プレキャスト版の製作、据付作業、その追加と、新規計上または作製しました直立消波ブロックの横持作業を新規計上いたしております。また、水中コンクリート、現場コンクリートの施工と、上部工のコンクリート打設を新規計上しております。次のページをご覧ください。

付属工では、標識等の設置を新規計上しております。運搬費では、クローラクレーンの分解組立、運搬費を新規計上しております。役務費では、ブロック製作等のため川棚港を使用する費用を新規計上しております。次のページに図面を準備しておりますのでご覧ください。

27年8月に契約締結のため提出させていただきました図面からの変更といたしまして、ただいま申しました堤体工ブロック等の追加据付を行う部分や、上部工等のコンクリート打設を行う部分を赤色にて表示しております。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 追加して補足説明をしたいと思います。

議案の次のページの参考資料をご覧ください。先ほど、堤体工を変更するということでおりました参考資料の中に、直立消波ブロックというのがあります。一行目にW-4.0標準型、これが80個、27年8月の契約でしておりましたけれども、2個追加して今回変更契約をするということ記載をしております。そのような見方で方塊についても1個追加と。プレキャスト版については、これまで契約をしておりませんでしたので追加をしておるところでございます。それと、2の方で製作したブロックの横持作業を新規計上しております。これについては、作製をいたしました直立消波ブロックを製作の場所から若干ですけれども、海からクレーンが届くようなところまで移動をして、養生をするということので新規の計上をしております。

水中コンクリート、現場打コンクリートにつきましては、堤体の一番陸内側の方にコンクリート打設をするようにいたしております。上部工でございますが、プレキャスト版というものを先ほど堤体工の中で作ることを説明いたしました。そのプレキャスト版を固定するために上部にコンクリートの施工をいたします。これを新規計上いたしております。

次のページの付属工、運搬費、役務費につきましては、冒頭説明をいたしましたとおりでございます。以上、補足とさせていただきます。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 すいません。重ねて追加の説明をさせていただきます。

今回の契約変更につきましては、国、県の補助金を活用して実施しておりますけれども、その補助金に見合う額をですね、工事を発注したいということで今回、変更の議案としての提案をさせていただいております。以上です。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 2番田口です。説明の中の一番最後にあります役務費という項目ですけれども、これは川棚港を借りる費用というふうな説明であります。借りる期間の長さ、それから借り賃はいくらなのかということをお聞きします。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 川棚港を使用する期間でございますけれども、平成27年9月1日から始まっておりまして、最後は28年3月31日までというふうにしております。それと単価は、今申し上げました期間に対して1平米当たり570円ということで県の方に納入するようになります。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 平米当たり570円で、何平米借りるのかということ。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 面積においては、期間で若干違います。1月までの期間の借りる面積が2,520平米でございます。それから2月1日から3月末までが714平米でございます。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 平米当たり 5 7 0 円ですね、それは 7 ヶ月間で 5 7 0 円ということですね。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 そうでございます。7 ヶ月間のものでございます。

議 長 他に質疑はありませんか。小谷議員。

9 番 小 谷 先ほど説明で、補助金が増えたので変更になったという説明があったと思いますけれども、補助金が増えたので追加で工事を出したということでも見ていいのでしょうか。あと別ですけれども、追加で出された図面の数量表のところのですね、一番下の方の付属工のタラップとか照明灯とか、総数が出ていますけれども、変更前と変更後とゼロになっているんですけれども、ここらへんはどのように見ればよろしいのでしょうか。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 補助金につきましては、年度当初に補助金交付の申請を行いまして交付決定がなされております。その金額について内数で 2 7 年 8 月には工事を発注しておりました。その残について、今回変更契約をするということでございます。図面の中の右の方に表がございますけれども、その下の方に付属工、タラップが 3 個をゼロ、ゼロということで、変更前、変更後ということがございますけれども、これにつきましては、まだ発注をしていないという状態でございます。三越防波堤すべての工事発注はしていないということでございます。まだ、未発注部分があるということでご理解いただければと思います。

議 長 町長。

町 長 私の方からちょっと説明をいたします。この片島の港湾整備事業につきましては継続して実施しております。この防波堤につきましても継続の事業でありまして、年度初めに設計をいたしまして、そして国、県の方に事業費の要望をいたします。そして、補助金の交付決定がなされてから、それにかかる工事を発注するわけでございます。そして、入札会において落札減が生じたところでありまして、その落札減につきましては、やはりこの事業は継続してする必要がありますので、補助金を 1 0 0 % 活用したいということで、今回、これだけの工事を追加したわけでありまして、そして、タラップ等については、最後に仕上げの段階で工事をするものでありますの

で、新年度の事業でそういった事業が施工されて、そして完成の運びとなるということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。村井議員。

1 3 番 村 井 1 3 番村井です。直接、この内容的なものではないんですけども、ここはまたこれで工事が増える。実はですね、もうすでにあそこに釣り客が来て釣りをしているんですね。平日は工事をされておりますので入らないんでしょうけれども、日曜日とか工事がないうちに、あそこに入って突端まで行って釣りをされているということがあっておまして、遊海側からはご存じのようにフェンスを張ってある。ただ、片島側から入ろうと思えば入れるんですね。そこらへんの、釣り客のマナーの問題であり、もし何かあったら自己責任ということでありましようけれども、工事期間中の安全管理と言いますか、そういったところにはどういった心配りというか、そういうことを考えておられるのかお尋ねをいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 工事現場の方で釣りをしているという情報を私どももお聞きしましたので、工事業者の方に伝えております。その時の状況で言えば、護岸の方から工事現場の防波堤の方に渡る板をそのまま置いていたという状況もございましたので、一応、そういうものは撤去して人が入れないように管理してくださいということで管理していただいております。

そのあとは、釣り客が来たということは聞いていない状態であります。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 先ほど町長の方から説明がありました、おそらく来年までの継続というかたちだろうと思うんですが、このプレキャストということで、まったく新規ですよ。これは当初の設計の段階から入っていたものなのか、来年以降の分を前倒しで今回補正で2千万円余りですか、補正で前倒しで工事をするという解釈をしてよろしいのかお尋ねしたいと思います。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 プレキャスト版が新規にのっているということで、これはどういうものかということですが、三越防波堤を設計するうえでは、設計の中には加えております。27年度で工事を発注する額として、国の補助

金額、これに見合う額を発注したんですけれども、その時にはプレキャスト版を加えることはできない金額となっておりますので、27年8月の時には入れておりません。

三越防波堤と言ったようですが片島防波堤の誤りであります。ですから、先ほど町長の方から説明がありましたように、執行残が発生したことに伴い追加したということでございます。以上です。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 要は、前倒しをされたという捉え方でよろしいわけですね。

それから、補正ともちょっと関連するのかなと思って今回の補正を見たんですが、減額になっているわけですね。先ほど、落札減があったと言いながら、補助金は交付決定をされているというふうに思っていますので、逆に私は、ここで補正では追加されるのかなと思ったものですから、その点については減額された、後で聞いてもいいんでしょうけれども、中身はどうなっているんでしょうか。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 27年度の当初予算では、県を通じまして補助金の申請をしておいたものをそのまま上げております。減額補正につきましては、要求はしておいたんですけれども、国、県の予算がつかなかったということでの減額をしておるところでございます。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号「工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（片島防波

堤その3))」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「工事請負契約の変更（三越漁港整備工事（片島防波堤その3））」は、可決されました。

（10：34）

議 **長** 次に、日程第4、議案第2号「平成27年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第2号「平成27年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,167万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億9,951万7千円にしようとするものであり、併せて繰越明許費、地方債の補正を行うものであります。

今回の補正の主なものとしては、平成28年1月20日に国の平成27年度補正予算第1号が成立したことにより、その対応として本町においては2つの事業行うものであります。

一つ目は、地方自治体情報セキュリティ強化対策事業の取組みであります。これは、マイナンバー利用事務系において、端末からの情報を持ち出し、付加設定やLG1接続キットのインターネット接続システムの分割など、自治体情報システムの強じん性の向上を図るものであり、基準額の2分の1が国庫支出金である地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金によって措置され、その補助残については起債対象となるものであります。

二つ目は、地方創生加速化交付金を活用した事業であり、2款総務費、1項9目地域づくり事業費において、川棚活性化プロジェクト事業、川棚で働くプロジェクト雇用事業、川棚で働くプロジェクト定住促進事業の3つの事業に取り組むものであり、その財源は全額が国庫支出金の地方加速化交付金で

措置されるものであります。これら2つは、いずれも国の補正予算第1号によるものであり、地方において取組む場合においても、平成27年度補正予算とすることとされているので、この度、補正予算によりご提案するものでありますが、実際は28年度に繰り越して事業を行いますので、今回同時に繰越明許費として提案した次第でございます。

それ以外につきましては、歳入においては、町税及び地方交付税における決算を見込んだ増減、国県支出金の決定等による増減、町債の増減であります。

歳出においては、給与改定に伴う給料及び職員手当の増額、各事業における決算を見越した減額補正、または必要とする経費の追加計上であります。

また、国民健康保険事業特別会計の補正予算において、多額の財源不足が生じることから、これを補うため一般会計において繰出金の増額により対応するものであります。以上が、今回の補正予算の概要であります。詳細については企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは内容についてご説明いたします。なお、今回の補正予算におきましては、国の補正予算に対応した自治体情報セキュリティ強化対策事業、地方創生加速化交付金関係事業以外につきましては、歳出においては決算を見込んだ事業費の執行残、あるいは落札減などによる不用額減、そして歳入においても事業費の決算見込みに伴う減額が大半を占めております。また今回、給与改定に伴う給料及び職員手当の補正が全編通じて生じております。増額についても不足額の少額の追加が多くございますので、そういった場合におきましては簡略に説明させていただくということで、あらかじめご理解いただくようお願いいたします。

それでは事項別明細書の歳出からご説明し、次に歳入、第3表地方債補正、第2表繰越明許費の順にご説明いたします。それでは歳出35、36ページをお開きください。

まず、1款議会費でございます。説明欄に議会費と事務局費がございますが、いずれも人件費補正と執行残が見込まれる減額でございます。次のページをお開きください。

2 款総務費でございます。1 項 1 目一般管理費、まず説明欄、一般管理費におきまして増としております。これは人件費補正、そして 1 1 節需用費の減、そして 1 3 節委託料の減、1 9 節の負担金補助交付金の減、差し引き 1 9 万 3 千円の増としております。次に庁舎管理費の減額でございますが、これは 1 1 節需用費、主に光熱水費の減額でございます。

5 目財産管理費の一般管理費でございます。こちらにつきましては、1 3 節 3 9 万円の減、1 8 節 4 9 万円の減、合わせて 8 8 万円の減です。これにつきましては公有財産管理システムについて国の無償ソフトが提供されましたので、それぞれ委託料と備品購入を減額としたものであります。

次の町有林管理費でございますが、保険料の減が生じておりますので、1 2 節を減額しております。

6 目企画費であります。一般企画費、合わせて 1 3 9 万 7 千円の減であります。これは 1 節、これは総合計画審議会の委員報酬の減であります。

9 節 1 9 万円の減、これは中国訪問旅費、町長が予定しておりましたが、これは町村会負担で執行しておりますので、その分減としております。

1 3 節の減は、総合計画後期基本計画の策定委託料で、不用額が生じたので今回、減額としております。なお、ふるさと創生基金 8 1 万円の増がありますが、これは財源内訳にありますように寄附金が、このふるさと創生基金を寄附者の指定がございましたので、利息分を積み立てとしているものであります。

7 目情報通信基盤整備事業であります。光ブロードバンド基盤整備事業費、この工事請負費において、2 6 0 万円の増としております。これは九州電力の電柱、あるいは N T T の電柱の移設に伴う工事費が増となっておりますので、これに対応したものであります。

8 目電算管理費、まず一般管理費の減であります。これは 1 3 節委託料におきまして、システム改修などの不用額が生じておりますので 8 0 万円減額としております。

情報処理費、こちらにつきましては、1 4 節の対応で 3 5 万円の減であります。これはネットワークの入れ替え等が終了しまして、リース料の減額が出ておりますので減としたものであります。

社会保障税番号制度導入費であります。こちらにつきましては、1 8 節備

品購入費、これに215万円の減、19節負担金補助及び交付金について95万円の減額としております。これにつきましては、社会保障税番号制度導入費で予定していた備品購入、これが減が生じていることと、中間サーバープラットフォームの利用料、これも減額が生じたというものでございます。

自治体情報セキュリティ強化対策事業費であります。これは町長の提案説明にございましたように、国の補正予算に対応したものでございます。総額で1,330万円の追加としております。内訳としましては、13節委託料に630万円の増、そして18節備品購入費において700万円の増としております。

13節につきましては、セキュリティ強化対策のための委託料ということで、そして18節備品購入費につきましては、個人番号利用のパソコン購入、あるいはインターネット接続用のパソコン購入などの備品購入としております。次のページをお開きください。

9目地域づくり事業費であります。まず、一般管理費40万円の増であります。これは23節償還金、利子及び割引料、これに40万円の増としております。これにつきましては、26年度から繰り越して実施しました消費喚起型事業、これにおいて返還金が生じる見込みでありますので、その分、40万円増としたものであります。

地域おこし協力隊事業費、こちらは農業振興とその下の観光振興分として、それぞれ191万円、観光においては309万5千円の減額をしております。これにつきましては、地域おこし協力隊隊員の採用を10ヶ月という見込みで予算計上しておりましたが、農業振興においてそれぞれ採用がずれ込んでおったことによる減であります。主には、1節の報酬、そして4節共済費、これは社会保険などがございます。そして、旅費、委託料、使用料などの減額がそれぞれ出たというものでございます。

次に川棚活性化プロジェクト事業費でございます。これは町長の提案説明にありましたように、国の補正予算に対応するものでございます。まず、活性化プロジェクト事業費であります。これは19節において185万円計上しております。中身としましては、ハウステンボスとの誘客推進事業、まちバル運営補助、グルメ研究開発、スポーツ合宿誘致などの補助金として用意をしております。

次の川棚で働くプロジェクト（雇用）事業費であります。これは主な内容としましては、ハローワークの開設、そして職業紹介員の配置、総合セミナー開催の助成などございまして、総額254万1千円の追加としております。

次の川棚で働くプロジェクト（定住促進）事業でございます。内訳としましては、9節旅費、そして11節におきまして消耗品、印刷製本費、これは定住案内用の印刷製本でございます。そして12節におきましては、広告料などを予定しております。13節におきましては、移住ガイドブックの作成、あるいはホームページの移住定住用のサイトを設けるホームページの作成などを計上しております。

15節におきましては、工事請負費につきましては、若者定住促進宅地事業ということで、給水管の布設工事を計上したものでございます。

11目諸費であります。一般諸費であります。これは8節の35万円の減、これは町政功労スポーツ表彰の不用額の35万円の減、そして15節の50万円の減、これにつきましては掲示板等の工事請負、これに不用額が生じるということで合計して85万円の減としております。

次に、地方バス路線運営事業費でございます。これは、内海線に対して欠損補助をしておりますが、この補助額が固まりましたので不用額を減としております。

続きまして、生きいきタクシー助成事業費であります。これにつきましても1月が終了して、残り2月程度の見込みが固まってまいりましたので決算を見越した減額を行っております。

続きまして、13目財政調整基金費でございます。これは財政調整基金費と次の減債基金費、それぞれ基金利子の増額に合わせて積み立てを行うものであります。

15目下水道事業基金費につきましても、基金利息、これに減が生じておりますので、積立金を減額するものでございます。次のページをお開きください。

16目土地開発基金費でございます。これも基金利子に見合わせた開発基金、こちらは繰出金となりますが、基金利息に見合わせたもので追加でございます。

1 7 目役場庁舎建設基金費でございますが、これも基金利子に見合わせた積立金の追加でございます。

2 項 1 目税務総務費でございます。これはすべて人件費補正でございます。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費でございますが、2 節から 4 節までにつきましては人件費補正、そして 1 3 節委託料につきましては個人番号カード関連事務委託というものが生じております。財源内訳にありますように、これは全額国費で措置されるというものであります。

選挙管理委員会費であります。こちらにつきましては、1 節は選挙管理委員会の委員報酬の不用額の減でございます。2 節から 4 節までにつきましては人件費補正でございます。そして、1 3 節委託料につきましては、選挙人名簿システムの改修が今回必要となっておりますので、追加で計上しております。こちらにつきましては、2 分の 1 が国の補助で措置されるというものでございます。

5 項 2 目統計調査費でございます。これは国勢調査、事業が終了しまして見込まれる不用額を減としております。次のページも統計調査費の減でございます。4 5 ページをお開きください。

3 款民生費でございます。1 項 1 目社会福祉総務費です。こちらにつきましては、説明欄にあります社会福祉総務費ですが、このうち 2 3 万 2 千円につきましては人件費補正でございます。残り 1 4 万円につきましては、在宅介護見舞金が増額と見込まれますので、報償費 1 4 万円を増としております。

母子福祉医療費につきましては、これも増額が見込まれますので 1 2 節手数料の増額と、そして 2 0 節扶助費の増額を今回追加としております。

地域福祉基金費でございます。これは 3 3 万 2 千円、これにつきましては寄附金の積み立てに充てるものでございます。2 5 節でございます。

地域支え合い事業費、これは賃金の不足が見込まれますので 7 節賃金を増とするものであります。

国民健康保険基盤安定費でございますが、基盤安定費として 2 8 節繰出金として計上するものでございます。国民健康保険事業費であります。これもすべて 2 8 節繰出金でございます。内訳としましては、財政安定化支援分と

して18万5千円、残りの8千万円が国民健康保険事業特別会計に財源不足が生じることに對する繰出金が8千万円でございます。

後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業費、これも負担金の決定によりまして28節繰出金を追加するものでございます。

後期高齢者医療保険事業費、これも28節繰出金、こちらはマイナスとなっております。

次の、後期高齢者医療保険療養給付費、これは19節におきまして負担金額の決定などにより減額としているものでございます。

介護保険事業費、これにつきましては人件費として2節、3節、4節において合計31万1千円の増としておると、28節繰出金、これを377万円の減としているものでございます。

続きまして、臨時福祉給付金支給事業費、これにつきましては事業完了による不用額の減あるいは組み換えなどを行ったものでございます。

2目障害者福祉費でございます。こちらはまず、更生医療給付費でございますが、20節扶助費、これは対象者の増などが出ておりまして、不足額が見込まれますので増額としております。

以下、福祉医療費につきましては同様の不足が生じると見込まれるので、20節50万円の増、そして障害福祉サービス事業費、こちらは19節の増、障害児給付費につきましては19節の増でございます。次のページをお開きください。

5目国民年金事務費でございます。これはすべて人件費補正でございます。

2項1目児童福祉総務費であります。児童福祉総務費のうち、10万6千円につきましては人件費補正、残りの84万4千円、これは返納金が生じておりますので、23節に84万4千円計上しております。

放課後児童健全育成事業費でございますが、これはいわゆる学童保育事業でございます。13節委託料におきまして不足が見込まれますので、今回、増額を行ったものであります。

子ども・子育て支援事業費でございます。これは延長保育事業、一時預かり事業におきまして不足額が見込まれるということで、19節において追加を行うものでございます。

2目児童措置費であります。保育所等運営費であります。こちらは19節において対応しておりますが、保育所運営費につきましては減であります。認定こども園、こちらは増となりまして、差し引き15万3,300円の追加を行っております。

児童手当費であります。これは20節扶助費の対応であります。児童手当対象者が確定をしまして、残額が見込まれますので不用額を減額とするものであります。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業費であります。こちらは給付対象者が確定しましたので、19節におきまして不用額を減額としております。次のページをお開きください。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費であります。保健衛生総務費につきましては、すべて人件費補正であります。そして、母子保健事業費におきましては、妊婦健診の実績において残が見込まれますので、役務費において240万円の減としております。

国民健康保険事業費につきましては、人件費補正でございます。

2目予防費であります。予防接種事業費、これは各種予防接種の事業が実績により残が見込まれますので合わせて600万円の減としております。

健康増進費の健康教育費であります。50万円の減、これは8節報償費、健康まつりの賞品代におきまして執行残が出ておりますので、その分を減としております。そして、健康診査費であります。これは実績により残が生じると見込まれますので、13節委託料を100万円の減とするものであります。

続きまして、2項清掃費、1目塵芥処理費、2目し尿処理費としております。これは普通交付税の追加交付に伴う調整をそれぞれ図ったものでございます。

3項1目公害対策費であります。こちらは合併処理浄化槽費、こちらが設置数の実績によりまして残が生じる見込みですので、600万円の減としております。

続きまして、6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費であります。機構集積支援事業費におきまして不用額が生じる見込みでありますので、合わせて17万8千円の減を行っております。

2目農業総務費であります。これはすべて人件費補正でございます。

3目農業振興費、まず輝くながさき園芸産地振興計画推進事業費であります。こちらは予定しておいた補助事業は不採択となったことによる減でございます。

次に、イノシシ緊急特別対策事業費、これは事業実績を見込みまして不用額を減としております。

5目農地費であります。これは説明欄にありますように、農地管理費、農道新設改良事業費、農村災害対策整備事業費、用排水路事業費、それぞれ掲げておりますが、これはいずれも見込まれる不用額を減額とするものでございます。

2項2目林業振興費でございます。こちらにつきましても見込まれる不用額を減としているものでございます。

3項2目漁港管理費であります。こちらにつきましては、漁港管理の委託料といたしまして、係船数の増加により委託料の不足が生じる見込みでありますので、10万円増としております。次のページをお開きください。

3目漁港建設費であります。漁村再生交付金事業費、こちらは片島防波堤整備工事、これに残が見込まれますので工事請負費において440万円減を行っております。

議 **長** 課長、ここで休憩します。

ここで、しばらく休憩いたします。

(1 1 : 0 1)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 5)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは引き続きまして55ページ、7款商工費から説明をいたします。

7款商工費、1項1目商工総務費でございます。こちらはすべて人件費補正でございます。

3目観光費であります。これはまず、7節賃金、11節需用費において不用額が見込まれますので、今回、減を行い、そしてさらに28節繰出金につ

きましては、観光施設事業特別会計の補正に合わせて繰出金を減額とするものでございます。

4目観光施設整備基金費であります。こちらは寄附におきまして観光施設整備基金を指定した寄附がございましたので、同額を積立金とするものでございます。次のページをお開きください。

8款土木費であります。1項1目土木総務費、こちらはすべて人件費補正でございます。

2項1目道路橋梁総務費でございます。これは財源内訳の変更のみでございます。

2目道路維持費でございます。こちらは社会資本整備総合交付金の事業費として、町道塩原線の舗装延長工事を追加しております。

3目道路新設改良費であります。道路新設改良費310万7千円の減であります。これは13節において140万円の減、17節において50万円の減、19節において102万7千円の減であります。これはいずれも不用額でございまして、19節におきましては、県道大崎公園線県営事業の負担金の減が生じたというものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業費、これは事業費の増減は生じておりませんが、13節、15節、17節、22節におきまして事業費の組み替えを行ったものでございます。

3項1目ダム対策費であります。2節から4節までにおきましては人件費の補正であります。9節、11節におきましては見込まれる不用額を減とするものでございます。

4項1目港湾管理費でございます。こちらにつきまして事業費の増減はなしで、財源内訳の増に対応するものでございます。

5目都市計画費であります。内容は次のページに記載しております。都市計画総務費であります。県の都市計画基礎調査の市町村負担金、これに減額が生じたので、19節を減としているものでございます。

2目公園管理費、こちらは中央公園緑化管理委託におきまして減が生じたので13節を減としております。

3目公共下水道費でございますが、こちらは公共下水道事業特別会計の補正に合わせて28節繰出金を減額としたものでございます。

5目特殊地下壕対策事業費でございますが、これは落札減によりまして不用額が生じたので工事請負費を減としております。

6項1目住宅管理費でございます。住宅管理費に30万円、こちらは15節工事請負費の減でございますが、旭ヶ丘団地屋根防水工事、これに落札減が生じておりますので減としております。

安全・安心住まいづくり支援事業費であります。耐震診断等の事業でございますが、実績がございませんので、13節、そして19節を減としているものであります。

住宅性能向上リフォーム支援事業費、これは1月末で終了しまして、実績に合わせて不用額を減、これは19節を減としております。次のページをお開きください。

9款消防費であります。1項1日常備消防費であります。これは広域消防の負担金が確定しましたので、それに合わせて減額を行うものでございます。

2目非常備消防費であります。こちらにつきましても見込まれる不用額の減を行ったものでございます。

3目消防施設費であります。施設改良費としまして、防火水槽の設置補助、上組棚尾線に新設を予定しておりましたが、事情により見送りが出ておりますので、その分19節を減としております。

10款教育費に移ります。1項2目事務局費であります。2節から4節までは人件費補正であります。

25節積立金、こちらは寄附の指定で奨学資金貸付基金への積み立てという寄附の指定がありましたので積立を行うものでございます。

2項1目学校管理費であります。石木小学校管理費は光熱費の不用額の減でございます。石木小学校施設改良費、こちらは空調工事の執行残が生じておりますので工事請負費を減としております。

そして、学校教材等充実事業費であります。こちらはデジタル教科書の購入において不用額が出ておりますので11節を減としているものでございます。

2目教育振興費、まず川棚小学校教育振興費であります。これは準要保護措置費の減でありまして、対象人数の減によりまして扶助費を減としてお

ります。

小串小学校教育振興費につきましても同様に準要保護措置費の減でございます。

3項1目学校管理費でございます。川棚中学校管理費におきまして、需用費の減は主に水道料の減が生じたものでございます。使用料及び賃借料につきましても、ICTの更新につきまして予定していたよりもリース料が低くなっておりまますので、その分減としたものでございます。

教育振興費の川棚中学校教育振興費であります。こちらも準要保護措置費、対象人数の減によりまして扶助費を減額したものでございます。

4項1目幼稚園費であります。幼稚園教育振興費、これは就園奨励費補助でありまして、これも対象者数の減により19節を減額としております。次のページをお開きください。

5項社会教育総務費であります。まず2節から4節までにつきましてもは人件費補正でございます。そして、次の人づくり文化スポーツ振興費20万円でございます。これは25節積立金であります。こちらも寄附におきまして振興基金に対しての指定がございましたので積立金としているものでございます。

2目公民館費であります。公民館総務管理費につきましてもは、11節光熱水費の減でございます。そして、図書室管理費につきましてもは、寄附において図書購入費に充ててほしいとの指定がございましたので、需用費3万円の増としております。

3目公会堂費であります。公会堂管理費におきまして、需用費、光熱水費に残が見込まれますので20万円の減、そして工事請負費の減につきましてもは、音響改修工事が完了しましたので、その分不用額を減としております。

6項3目体育館管理費であります。体育館管理費の高圧受電設備改修工事、これも完了しまして残が生じておりますので工事請負費を減額としております。

4目照明施設管理費につきましてもは、事業費の増減はございませんが、財源内訳にありますように使用料の減を今回、歳入において行ったものでございます。

7項学校給食共同調理場費であります。1目管理費におきまして、4万9

千円の減は、全て人件費補正でございます。運営費の減でございますが、まず11節においての165万円の減であります。これは食器購入費あるいは燃料費、光熱水費において残が見込まれますので、その分165万円の減を行っております。そして、13節と18節におきまして残が見込まれるので減額としております。次のページをお開きください。

11款災害復旧費でございます。1項1目農地農業施設災害復旧費の補助災害復旧費であります。これは落札減などによりまして工事請負費に残が見込まれますので180万円の減としております。次のページをお開きください。

14款予備費であります。こちらにつきましては歳入歳出の見合いにより調整を行ったものでございます。

以降、次の71ページから今回、人件費補正を行っておりますので、71ページ以降に給与費明細書を付けております。こちらにつきましては説明は省略とさせていただきます。続きまして歳入についてご説明いたします。9ページをお開きください。

1款町税、4項1目町たばこ税であります。これは町たばこ税におきまして、1千万円の増が見込まれますので、今回増額をしております。次のページをお開きください。

9款地方交付税であります。地方交付税の普通交付税におきまして変更決定により増額で、すでに交付がされておりますので、その分増としております。次のページをお開きください。

11款分担金及び負担金であります。1項1目民生費負担金でございます。これはいわゆる保育園の保育料でございます。各園ごとの今までの実績から決算を見込みまして各園ごと増減を行ったものでございます。

5目衛生費負担金であります。こちらにつきましては未熟児養育医療保護者負担金、保護者からの負担金でございますが、増額が見込まれますので今回計上しております。こちらにつきましては、歳出予算においては増減は生じておりません。次のページをお開きください。

12款使用料及び手数料でございます。1項4目土木使用料、まず漁港使用料であります。これも実績を見込みまして増が見込まれますので8万4千円の追加としております。

5目教育使用料であります。公会堂使用料におきまして、これも見込まれる増額9万円を追加しております。そして、照明施設使用料であります。野球広場のナイター照明、これはナイターの使用期間も終了しておりますが、実績により減となっておりますので、19万円の減額を行うものでございます。次のページをお開きください。

13款国庫支出金でございます。こちらにつきましては、交付額の決定あるいは歳出の増減に対応するものがほとんどでございますので、主なもののみの説明ということでご了承願いたいと思います。これにつきましては19ページをご覧いただきたいと思います。

この中の5目総務費国庫補助金でございますが、この中の4地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金でございます。これは、町長の提案説明に申しあげましたように、国の補正予算に対応するものであります。事業費は歳出においては1,330万円としておりますが、これは基準額がございまして、基準額は本町の場合は1,230万円となっております。その2分の1ということで615万円が措置されるものであります。

次に地方創生加速化交付金であります。これは歳出において説明しました川棚活性化プロジェクト事業、川棚で働くプロジェクト（雇用）事業、川棚で働くプロジェクト（定住促進）事業、これに充当するものでございます。それでは次のページをお開きください。

14款県支出金でございます。こちらにつきましては、国庫支出金と同様に県支出金として歳入の決定、あるいは歳出における事業費の増減に対応したものでありますので、説明は省略をさせていただきたいと思います。それでは飛びまして15節財産収入に移ります。27ページをお開きください。

15款財産収入であります。1項1目財産貸付収入でございますが、土地の貸付収入に増が生じておりますので、実績に合わせて増額を行っております。

2目利子及び配当金であります。これは説明欄に掲げておりますように各基金によって利息の増減が生じておりますので、それに見合わせて増減を行ったものでございます。

3目土地開発基金運用収入についても利息の増の実績に合わせたものであります。

2項1目不動産売払収入でございます。マイナスの2,122万7千円の減額としております。こちらにつきましては、当初、白石保育所跡地の公売ということで計画をしておりましたが、この白石保育所跡地につきましては、若者の定住促進用の分譲住宅として売払うということに変更しましたので、その分減額を行うものであります。残りの差引1,277万3千円については、土地の売払い、これが実績が見込まれまして、里道水路の売払いが10万5,900円、町有地の公売による売却が330万円、そして白石保育所跡地を東彼地区保健福祉組合に売払う、これが936万7,800円という実績が出ておりますので、それに見合わせて減額を行うものでございます。次のページをお開きください。

16款寄附金であります。これにつきましては、1月末の実績に合わせてそれぞれ補正を行うものであります。

4目の農林水産業寄附金、こちらは災害関係事業の地元負担金としての寄附金でございます。この分以外はすべて任意の寄付によるものでございます。これにつきましては、各目的ごとの割り振りは寄附者の使途の指定によるもので割り振りをしております。特に指定がない場合は、一般寄付金としております。それぞれ積立金の方に歳出で併せて計上したものでございます。次のページに移ります。

19款諸収入でございます。4項4目過年度収入でございますが、これは主に長崎県後期高齢者医療広域連合によって過年度の収入が生じておりますので、今回、それに合わせて追加を行っております。

5目雑入でございますが、これは説明欄の記載のとおり、歳入としてそれぞれ実績が生じておりますので、それに併せて増減を行うものでございます。それでは次のページをお開きください。

20款町債であります。これにつきましても、1款1項1目総務債であります。これは歳出、歳入で説明しました自治体情報セキュリティ強化対策事業費かかるものでありまして、国庫補助の補助残につきまして起債対応が可能であるということで、今回1,230万円の2分の1、これは10万円単位になりますので610万円の追加を行っております。これにつきましては、2分の1程度交付税措置がなされるということでありまして、

3目農林水産債でございます。こちらにつきましては漁村再生交付金事業

債、これも事業費に合わせて減額としております。

農地災害対策整備事業債も事業費に合わせた減額であります。

4目土木債、これも地方道路特定道路整備事業債の事業費に合わせた減であります。

7目災害復旧費につきましても事業費に合わせた減額であります。

以上が、歳入についての説明でございます。それでは続きまして、第3表地方債補正についてご説明いたします。5ページをお開きください。

第3表地方債補正、こちらは先ほどご説明をしました歳入20款町債に対応するものでございます。変更前の合計額4億4,150万円、これに430万円の減額を行いまして補正後4億3,720万円となります。そして、さらに追加を下の表に掲げております。

一般補助施設整備等事業分として、610万円を今回追加をいたしまして、合計額、地方債の総額が4億4,330万円とするものでございます。続きまして第2表繰越明許費についてご説明いたします。4ページをお開きください。

表に掲げておりますように、2款総務費、1項総務管理費、自治体情報セキュリティ強化対策事業費でございます。これは冒頭の町長提案説明にございましたように、実際は28年度に行いますので繰越明許費として全額の1,330万円を計上しております。

そして、同じく2款総務費の1項総務管理費でございます。これは先ほど申し上げました3つのプロジェクト事業、これも28年度に繰り越すということで、こちらは地方創生加速化交付金を活用して行う3つの事業について掲げているものでございます。そして、これら4つの事業について、総額2,214万5千円、これを28年度へ繰り越すものとして提案をするものであります。

以上が、平成27年度一般会計補正予算（第4回）の内容でございます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。堀田議員。

6 番 堀 田 6番堀田です。40ページの説明欄の7項目目ですね、川棚で働くプロジェクト雇用事業費が計上されておりますけれども、これは先ほどの説明では役場内にハローワークを開設ということになっております。そ

れは、どこが担当するのかわですね、あるいは新たな部署を作るのか、あるいは先ほど紹介員の配置ということでありましたけど、その紹介員は公募されて行うのか、そのへんを町長にお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 担当課長で答えさせます。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 川棚で働くプロジェクト雇用事業で、ハローワークの開設事業についてお尋ねでありましたが、まずどこが担当するのかわというお尋ねでございますが、これに関しては地域政策課の方で担当していきたいと考えております。紹介等を行う人員の配置についてでございますが、これは通常の臨時職員で対応したいというふうに思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 地域政策課長。

地域政策課長 お尋ねの中に公募しないのかわというお尋ねがございましたが、先ほどもお答えしましたように臨時職員で対応するというので、臨時職員につきましては、ハローワークの方に研修に行かせてその対応をさせるというふうに考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 自治体情報セキュリティ強化対策事業費についてですが、先ほどの町長の説明で、この内容ですけれども、個人番号利用事務を行うパソコンの導入やセキュリティ対策に要する費用とありますが、そのパソコンの導入は説明によりますと700万円ということでございますけれども、個人番号利用事務を行うパソコンというものはどういうものなのかわということと、役場内に何台ぐらい導入されるのか。現在ある役場内のパソコンを全部取り換えられるのかとか、そこらへん、どういう内容かというのをお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 田口議員のご質問にお答えをいたします。このシステムに関しては、これまで基幹系と情報系を分離することにつきましては、すでに終わっておるところでございますが、今後はさらに基幹系の中でも番号利用事務に関する事務、これにつきましては住基、子育て支援、社会保障、税、こういった専用に利用するところ、いわゆる庁舎の中でもそういった事務に関

しては、相互関係をとらないというかたちをとろうと思っております。そういったことで、完全に専用回線を作るということにいたしております、先ほど言いました住基、子育て、社会保障、税といったところを所管します窓口、ここに設置をするようにいたしております。これはパソコンでございますが、それを窓口業務に30台、そしてこれまで基幹系と情報系を分けたことによって、いわゆる情報系を使えていない職員が、特に管理職あたりが使えておりませんので、管理職には情報系を利用できるように管理職用として17台、これを予定をいたしております。そして、この30台と17台、これの設置にあたりましては、庁舎内部の回線も新たに設置する必要がございますので、この整備に関する費用を計上いたしております。以上であります。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 46ページの下の方にあります障害者福祉費の中の説明の5とあります障害福祉サービス事業費ですが、この年度末にしては大きな金額が計上されておりますけれども、この障害福祉サービス事業費の内容を説明をお願いします。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいまの田口議員の質問にお答えいたします。

46ページにあります障害福祉サービス事業費というのはどういうものがありますかというご質問でございますので、その内容についてご説明をいたしたいと思います。

まず、一つ目が居宅介護というものがございます。内容は自宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる支援を行うものでございます。

それから二つ目に生活介護というものがございます。内容は、障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、居宅介護と同じ内容のサービスを支援するものでございます。

それから三つ目、就労継続支援B型というものがございます。これは通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓

練等の支援を行うものでございます。

それから特別給付費というのがございます。施設に入所している障害者のうち、生活保護受給者や低所得者にかかる食費や光熱水費の実費負担を軽減するための補足給付がされるものでございます。

放課後等デイサービスがあります。これは就学児を対象とした放課後や夏休みといった長期休業の時に生活能力向上のための訓練及び社会との交流促進等の支援をするものでございます。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 分かりました。もう一点聞きます。50ページですけれども、予防接種事業費が600万円の減となっております。これは補正前の額が4千万円余りでありますので、4千万円に対して600万円の減、これは実績が減だったからという説明でありますけれども、当初予算に対しての減額の割合が非常に大きいように思われますので、もともとそういう実績が見込めないのであれば当初予算そのものをもっと小さくしておいてよいのではないかというふうなことも思われるのですけれども、そのようにできない事情というものがあるんですか。どうしても4千万円は計上しておいて、実績がないからこういう大きな減額とならざるを得ないのでしょうか。そこらへんの事情を聴きたいと思います。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 田口議員の質問にお答えいたします。

予防接種事業費が500万円の減額ということで、当初予算に見込めなかったのかというご質問ですけれども、定期予防接種が13種ほどあります。それからインフルエンザの予防接種、こういった部分で予算を計上しているところです。ご指摘のとおり、昨年度も大きな減額の補正を行ったところでございます。実績に関しては、調査をしましたがけれども、件数的には落ち込んでいるというところではございません。ただ、それぞれの委託料が料金が異なっているということで、その積み上げに対してこのような大きな金額になっております。したいがまして、先ほど言いましたとおり、昨年度も大きな減額をしております。今回もこのような大きな減額になっておりますので、次年度においては精査をいたしまして、減額を必要実績に合わせて計上しているところでございます。また、この予防接種につきましては、国が

推奨する予防接種等もございますので、その予防接種に対しての推進は今後も進めていきたいと考えております。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 お尋ねします。40ページです。2つお尋ねします。先ほどの堀田議員に関連してですね、川棚で働くプロジェクトの雇用のところですが、これは職業を紹介するとか、ハローワークと通じてということですが、これは雇用先とのトラブルが生じたときなどの対応までするかというのが一つです。

もう一つは、生きいきタクシーのところで、マイナスが生じております。これは大きいと思います。これを再度呼びかける、漏れている人に呼び掛ける考えはあるのかお尋ねします。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 久保田議員のお尋ねにお答えいたします。川棚で働くプロジェクト雇用の関係のご質問でございます。

ハローワークの関係でトラブルの対応等をするのかというお尋ねでございますが、今回、川棚町で考えておりますのは、川棚町において職業のパソコンを見ながら検索ができるということ、それと、補助につきましてはハローワークとの中継ぎをします。いろいろなお尋ねがあったときの中継ぎをすることを考えておりますので、このトラブルの対応ということにつきましては考えていないところでございます。以上でございます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 生きいきタクシーの減額に対し、これからも利用の呼びかけをする考えはないかのご質問にお答えいたします。

現在のところ利用についてはですね、広報においてまず6月に申請のお知らせ、8月にさらに申請の手続きはお済でしょうかというお知らせ、そして2月号においても同様のお知らせをしております。そして、今のところはですね、また年度が明けまして6月前にそういうお知らせをしますので、年度末あるいは年度当初に際してですね、このような周知を行う予定は今のところは考えておりません。以上です。

議 長 村井議員。

1 3 番 村 井 13番村井です。62ページの消防費で、先ほど施設改良費

のところでは上組棚尾線の防火水槽を見直したという説明だったかと思いますがけれども、内容がちょっとよく把握できませんので、もう少し詳しく説明をお願いします。

議 長 総務課長。

総務課長 村井議員のご質問にお答えいたします。消防費の消防施設費でございますが、施設改良費として190万円減額しておりますけれども、これにつきましては企画財政課長からの説明でもありましたように、棚尾線、これは上組ですけれども、棚尾線に設置する予定といたしております。ところが、棚尾線に設置する場所、このところの工事がまだ工事中でございまして、現段階で防火水槽の発注をいたしましても、年度内の完成が見込めないということで、その工事に関する地元への補助金として計上しておりましたけれども、これを計上せず、次年度回しということにする予定としております。以上でございます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 1番山口でございますが、40ページのですね、川棚で働くプロジェクトの定住促進事業ですが、この事業費の中身からいけばですね、445万円ですから、ほとんどがガイドブックとか定住の相談とかそういうかたちだろうと思うんですが、その中で当然、白石の保育所跡ですね、これを若者の定住の住宅地として計画していると。そうすれば、白石保育所跡の分譲地は何区画ぐらいかということをお尋ねしたい。

それから52ページでございますが、イノシシ緊急特別対策事業費538万9千円ですか、この減というのは、非常に害獣被害というのはですね、どこの地区も悩まれていると。そういった中で538万くらいの減額が起こるのであれば、もう少しそういった対策に使われなかったのか。その点をお尋ねします。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 山口議員の質問にお答えいたします。川棚で働くプロジェクト定住促進の関係で、若者定住促進宅地分譲におきまして、何区画宅地分譲するのかというお尋ねでございました。白石保育所跡地については、一部を福祉組合の方に売却しているところがございます、その残りの土地1,397平米、これをですね整地いたしまして6区画、55坪程度の宅地を造り

まして分譲するという計画でございます。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 51ページの中段でございます。8イノシシ緊急特別対策事業費、これの減額が大きいというようなことのご質問でございますが、これにつきましては27年度につきましては、ある地区から多量に実施をしたいということで予算化をしておりました。しかしながら、年度の途中におきまして、それが実施ができないということがございましたので、再度、全地区において要望調査を行っております。その要望調査の結果ですね、実施できるものはしたところでございます。その残ということになっております。以上です。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(11:56)

(…休憩…)

(13:00)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 引き続き質疑を行います。

議 長 小田議員。

11番小田 11番小田です。午前中の山口議員からの質問に関連をしますね、旧保育所跡地の販売に関して、ちょっとお尋ねをいたします。

議 長 40ページですかね。

11番小田 はい。40ページと町長の説明書ですね、施政に関する町長説明書の14ページになりますけれども、若者向けにというふうに表現をしておりますけれども、その若者というところの年齢制限というのは設けてあるのかということとですね、また販売に関しての窓口はどこにされるのかというのと、あと一つが、あそこの地は東白石自治会の地区になりますので、購入される方、住居を構える方はですね、自治会に加入をするというふうなことを条件としていただけないかというふうな点をお尋ねいたします。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 小田議員のご質問にお答えいたします。まず、今回の補正予算に上げた事業費についてなんですけど、今回、この補正予算に上げたの

は、確かに若者定住促進宅地分譲事業の費用ということで宣伝費とか事務費ですね、そのような準備的な事業費をこちらに上げさせてもらっております。実際の宅地内の道路整備あるいは宅地整備、こちらについては新年度予算で提案させてもらっております。ですので、28年度の予算の方で再質問をしていただければお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議 長 小谷議員。

9 番 小 谷 今の質問にちょっと関連するんですけども、今の答弁のところで宣伝とか、そういった費用ということで言われましたが、宣伝の対象をですね、どこらへんのエリアで宣伝するものなのか、どこに向けて情報発信されるものなのか、そこらへんをお聞かせください。

議 長 地域政策課長。

地域政策課長 小谷議員のご質問にお答えいたします。若者定住の関係の実際に販売するときの宣伝の範囲というふうなお尋ねだと思います。考え方としましては、新聞の折り込みを県内にしたいというふうに思っております。それから、宅地関係の専門の情報誌がございますが、そちらの方にも掲載をしていきたいと、これも県内ということを考えております。それから全国的にはですね、定住を促進するホームページJOINというものがございます。そちらの方にですね、宅地分譲の関係を掲載していきたいというふうにご考えております。以上でございます。

議 長 福田議員。

1 2 番 福 田 46ページの田口議員の質問に関連してですけれども、障がい者福祉サービス事業、いろんな事業があるということで説明を受けましたが、これがこの大きな金額になっている要因と言いますか、新規のものがあってこれだけのものが今の時期に出てきたのかをお聞きしたいと思っております。それと、14ページの児童福祉費負担金、これが子どもの人数によるものなのか、滞納なのか、滞納であればどういうふうな対応をされているのかお聞きしたいと思っております。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 福田議員のご質問にお答えいたします。まず46ページの障害者福祉サービス事業費が3,400万円になっているということで、今の

時期にということをございました。この福祉関係、特に障害者福祉費につきましてはですね、年々増加の一途をたどっております。それで、今回調べてまいりました大きな原因としてはですね、平成24年、25年、このような関連の法律が改正されたことによりまして、公費負担の増大がありますということ。それから制度改正により新対象者が拡大して拡充したということですね。それから、障害者等の地域移行による生活介護、日中のサービスになりますけれども、それですとか就労支援関係のサービスが増加して利用する方が増えているということです。それから障害福祉サービスを行う事業所も増加しておりまして、障がい者が地域サービスで利用するサービスの選択肢の増加及び利用の増加が原因ということで、そういうところが今回の補正に繋がっていると思います。福祉サービスを利用する方はですね、いろんな法律が整備されまして利用しやすくなっていることでこういうことになっていると考えております。

児童福祉費負担金というのは、保護者の方が保育園とか認定こども園に預けるときに納めていただく保育料の件なんですけれども、こちらはですね、新制度に27年度から移行になりまして、そのあたりから見込みをですね、少し大きく見積もっていたりですとか、少なく見積もっていたりとか、園によって少し差があるんですけれども、だいたいの数字が今になってははっきりと分かってきたということで、見込みが甘かったと言えれば甘かったということになります。そのへんがまだ新制度になりましてからはっきりしなかったもので、今回、この時期になったということをございます。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 このですね、一般会計から国保特会の方に8千万円繰出しが今回計上してあります。このことについてお尋ねしたいんですが、実はこれは12月の前改定時にお尋ねしたんですが、その後2ヶ月経過して一般被保険者の療養費、そういったものを見ても次の国保の補正とも関連するんですが、そういった中で12月の段階でも不足分として8千万円という額が示されておりました。この額というのは、これでいいのかという部分ですね、それから医療費等を見込んで増えるんじゃないかという気がしましたが、実は国保の補正を見てもですね、予備費が800万円ほどになっておりまして、これも増えております。もし、今回8千万円の繰出しをされ

て、国保側から見たときにですね、さらに財源不足と言いますか、そういったものが生じるか、あるいはぴったり8千万円で収まるのか、それとも余るのかと、そういった推測をしたときにですね、もし足りない場合はまた一般会計でさらに補正をして繰出すというかたちをとられるか、こういった考え方を持っておられるのかですねお尋ねをしたいと思います。

議 **長** 三岳議員の質問の部分は、今後の分、補正の分を出すわけですよ。もう一回整理してください。三岳議員。

3 番 三 岳 今の質問はですね、要するに国保特会で不足した場合ですね、今回8千万円という一般会計からの繰り出しがなされるわけですね。そして、例えば国保特会の出納閉鎖後にですよ、3月の医療費等まで含めて決算をする段階になってですね、さらに財源がないと、不足するとした場合にどう対応されるのかということをお聞きするわけですね。一般会計から不足分をさらに補正で繰出すという考えがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

議 **長** 質問の趣旨はよろしいですか。町長。

町 **長** 私の方からお答えをいたします。一般会計と国保の特別会計と両方の関連がありますのでお答えいたしますけれども、現時点では、8千万円が不足しますので、他にこれを賄う手だてがありませんので、やむなく一般会計から繰り入れをということで決定をいたしております。今、三岳議員の方からは、それでも足りない場合はどうするのかという質問があったわけですが、それについては現段階では想定しておりませんので、そういった状況になればまた、その時点で判断をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議 **長** 他に質疑はありませんか。久保田議員。

4 番 久 保 田 ページの52ページです。私の聞き違いだったら失礼ですがけれども、輝くながさき園芸産地というところで、予定にしていた事業が不採択になったというふうに私は聞こえました。不採択になった事業は何なのか、それと今回は不採択になったけど、新年度で上げる予定になっているのかどうかですねお尋ねします。

議 **長** 農林水産課長。

農林水産課長 補正予算書の51、52ページで中段で輝くながさき園芸産

地、マイナスの134万3千円ということで記載をしておりますけれども、不採択になった事業はですね、みかんのマルチをする事業であります。年度当初においては農家の要望をとりまとめて事業採択になるというふうに踏んで予算化をしておいたわけですが、実際事業をするうえでは実施をしない農家等が出てきまして、県の採択基準に満たないという状況が発生しましたので今年度実施を見送っておるところでございます。

新年度におきましては、今現在資料を持ち合わせておりませんので、新年度予算のときにお尋ねいただければと思います。以上です。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 7番堀池です。48ページ、民生費の児童措置費、ここで児童手当が1,310万円マイナスとなっておりますけれども、これはどういう原因、児童が減ったのか、この扶助費の方があまりにも金額が大きいものですから確認したいと思います。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 堀池議員の質問にお答えいたします。児童手当費についてでございますが、今回、約1,300万円の減額となっております。これはですね、やはり実績に基づいて減額するものでございまして、当初の見込みよりも人数が少なくなっているということは明らかでございます。非被用者、それから被用者を合わせまして2万1,141人の、これはのべになりますけれども、その分の児童手当を支給しております。申し訳ありません、年度当初の分の数字を今ちょっと持ち合わせておりませんので、それが必要であれば後で回答させていただきたいと思います。

議 長 よろしいですか。では後で報告を受けます。三岳議員。

3 番 三 岳 私は、これは9ページになりますけれども、町たばこ税ですね、実は私は2月から禁煙をしております、今回ですね、1千万円という額が補正で増えているわけですね。この要因がどこなのかと。当初の予算ではですね、あまり毎年変わらない額じゃなかったかなと記憶しているんですが、1千万円増えた要因をお聞かせ願いたいと思います。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 三岳議員の質問にお答えさせていただきます。ご指摘のように、当初予算の説明におきましても本数等の売り上げについては減をしてい

る状況という中で、この一年間過ぎたわけでございますが、結果的にこの分については、旧3級品目がございます。ちょっといわゆる安い類に入る分でございますが、この分についての納付が年度末になりましてですね、整理をされまして在庫分についての申告が多少出てきている分がありまして、当初の見積もりに対しまして多くなったという傾向で、このような補正を行う事になりましたので、そのようなことをご理解を賜りたいと思います。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号「平成27年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「平成27年度川棚町一般会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:22)

議 _____ **長** 次に、日程第5、議案第3号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第3号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,986万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,068万7千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので、18ページ、19ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般保険者療養給付費、同じく2目退職被保険者等療養給付費、同じく3目一般被保険者療養費、同じく5審査支払手数料につきましては、給付費等の動向からそれぞれ決算見込みにより補正をするものであります。なお、2項高額療養費についても同様に、1目一般保険者高額療養費、同じく2目退職被保険者等高額療養費、同じく3目一般被保険者高額介護合算療養費、同じく4目退職被保険者等高額介護合算療養費を決算見込みにより補正をするものであります。

一般被保険者におきましては、一人当たりの医療費の増加がみられる一方、退職被保険者においては被保険者数の減少と一人当たりの医療費の減少によりまして給付費が減少しております。次のページをお開きください。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金は、歳入における国県の負担金の交付決定等により財源区分を補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

6款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業拠出金、同じく2目保険財政共同安定化事業拠出金は、県の国保連合会より確定額が示されたので、その差額を減額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

7款介護納付金、1項1目介護納付金は、3款後期高齢者支援金等と同じく歳入における国県の負担金の交付決定等によりまして財源区分を調整するものであります。次のページをお願いいたします。

8款保健事業費、2項3目保健事業特別対策事業費は、歳入における県の特別調整交付金減額申請により、財源区分を調整するものであります。次の

ページをお願いいたします。

1 1 款 諸支出金、1 項 3 目 償還金は、国庫支出金における平成 26 年度療養給付費負担金の精算返納金であります。次のページをお願いいたします。

1 2 款 予備費、1 項 1 目 予備費は、歳入歳出の見合いによるものであります。次に歳入を説明いたします。6、7 ページをお開きください。

1 款 国民健康保険税、1 項 1 目 一般被保険者国民健康保険税、同じく 2 目 退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込み額に基づき補正をしたものでございます。減少の要因としましては、被保険者数の減少、所得の減少、軽減措置額の増額等が見込み以上に大きかったことによるものであります。次のページをお願いいたします。

3 款 国庫支出金、1 項 1 目 療養給付費等負担金は、交付額変更申請による減額補正であり、同じく 2 目 高額医療共同事業負担金は、国からの交付決定の通知により増額補正するものであります。

2 項 1 目 財政調整交付金は、交付額変更申請によりまして減額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

4 款 県支出金、1 項 1 目 高額医療費共同事業負担金については、国庫支出金と同様、交付決定の通知に基づき増額補正をするものであります。

2 項 1 目 財政調整交付金も国庫支出金と同様、交付額変更申請により減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

5 款 療養給付費交付金、1 項 1 目 療養給付費交付金は、退職者医療療養給付費交付金であります。支払基金からの交付変更決定額により減額補正をするものであります。歳出の 2 款 給付費における退職被保険者の医療費が低くなっていることが主な要因であります。次のページをお願いいたします。

7 款 共同事業交付金、1 項 1 目 高額医療共同事業交付金、同じく 2 目 保険財政共同安定化事業交付金は、それぞれ交付決定額により増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

9 款 繰入金、1 項 1 目 一般会計繰入金については、1 節 保険基盤安定繰入金及び 4 節 財政安定化支援事業繰入金は、概算交付決定によりまして増額補正をするものです。また、5 節 その他繰入金は、一般会計からの繰入金のうち、財源不足を補うものとして新たに節を設定したものであります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願

いたします。

議 長 これから質疑を行います。久保田議員。

4 番 久保田 7 ページです。医療費給付費の現年度課税のところの説明で、数、それから所得の減、それから軽減措置の見込みが見込みよりも大きかったという説明をされたと聞きましたが、これから先もこういう現象が起きていけば、国保がちょっと心配だなというふうに見込まれますが、これから先もこのような状態が続くのでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答えいたします。久保田議員がおっしゃるとおり、年々被保険者数の減少、それから所得の減少、また一人当たりの医療費増加というのは、年々、医療費は増加、被保険者数、それから所得の額と、それは減ってきておりますので、今後も厳しい国保財政には変わりないだろうと考えております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。三岳議員。

3 番 三岳 3 番三岳です。19 ページのですね、保険給付費の中の一般被保険者の療養給付費ということで、今回4,500 万円ですか、増額補正をしてあるんですが、先ほど課長の説明ではですよ、被保険者数も減っているという話もあった中ですね、今回、このように増額になっておりますね。退職についてはですよ、支払基金等の交付金で賄えると思うんですが、この一般被保険者の分については、これはいわゆる国保の一般財源というかたちで負担が生じてくるというふうに思うんですよね。それによって今回、8 千万円の一般会計からの繰り入れを行うということにつながってくるというふうに思うんですが、この4,500 万円というのは、当初と比べたときに、先ほど被保険者数が減少とか、要因を聞いた中で増えていくのかなと、逆に減るんじゃないかなという気はするんですが、そのへんはシミュレーションとしてはやはり増えるんですかね。お尋ねします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 一般被保険者の医療費が今後も増加していくのだろうかという三岳議員からの質問ですけれども、これは一概には言えません。この給付費というのは、被保険者の方がお医者さんにかかって、その医療費として支払う分が跳ね返ってくる場所でもあります。したがって、非常に増える年も

あれば減っていく年もあるというところで一概には言えませんが、被保険者数が減ってきているというのは現実であります。そういった中で、一人当たりの医療費が上がってきているということでは、医療費は今後も増加していくのではないかと考えております。一方、今年度の状況を見ますと、退職の被保険者の医療費はものすごく減っております。6、7月の分で比べますと、半分ぐらいの医療費に減っていると、そういった実情もあります。その原因がなんだろうかということで、かなり課内で調べて、高額な医療費の方が一般の被保険者に移ったんだろうかとか、死亡等で医療費がかからなくなったんだろうかと、そういった部分で調べてみましたが、高額の人的人数も変わらないし、給付の請求の件数もあまり変わっていない、そういった中では、一人当たりの医療費がそれぞれ平均的に減っていったんだろうかという分析しかできないんですけれども、そういった部分で医療費についてはこちらの方で制御できない、コントロールできない部分でございますので、今後増えて、一人当たりの医療費というのは、高度な医療技術とか、そういったものもありますので、増えていくのではないかなとは思っております。一概に大きく変化していくのかということについては、一概には言えないのかなという気がいたしております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:39)

議 長 次に、日程第6、議案第4号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第4号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ559万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,910万6千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは事項別明細書でご説明いたしますので、6、7ページをお開き願います。歳入から説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料は、当初予算において広域連合が試算した保険額を計上しておりましたが、収納見込額が固まり、見込み額により減額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金は、歳出1款総務費において健康診査事業費の委託料を減額したことによるものであり、同じく2目保険基盤安定繰入金は、広域連合に対する拠出金の額の決定により一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。次に歳出であります。10、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、健康推進診査委託料を減額補正しております。これは、例年と比べ受診者が減少したためではなく、委託料が異

なっている集団検診と個別検診の割合によるものであります。次のページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入でご説明いたしました広域連合に対する拠出金の額の決定により減額補正をするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

(13:43)

議 長 次に、日程第7、議案第5号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第5号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由のご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,468万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億504万4千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので、16、17ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、社会福祉法人が行う低所得者の負担軽減策を補足するための補助金の増額分であります。なお、財源は県4分の3、町4分の1となっております。

同じく3目認定事業費につきましては、認定調査件数の増による臨時職員の賃金の増額補正であります。18、19ページをお開きください。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費、同じく2目介護予防サービス等諸費、同じく6目特定入所者介護サービス等費につきましては、保険給付費の決算見込み額と現予算額の差額を補正するものであります。次のページをお願いいたします。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防事業費につきましては、決算見込みによる役務費の減額と、地域支援事業における送迎委託料の増額補正をするものであります。次のページをお願いいたします。

5款基金積立金、1項1目介護給付費基金積立金は、平成26年度において約5,800万円が繰り越しとなり、今年度の給付費についてもおおよその見込みが立ちましたので、3千万円を基金へ積み立てをするものです。次のページをお願いいたします。

8款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減

額補正をするものであります。次に歳入についてご説明いたします。6、7ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、27年度からの介護保険料改定によるもの及び低所得者軽減措置によるものであります。次のページをお開きください。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、保険給付費に係る国の交付決定額による現予算額との差額を減額補正するものであります。

同じく2項1目調整交付金につきましても、国の補助金決定額による現予算額との差額を減額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、支払基金から受ける保険給付費にかかる交付金で、交付決定通知により現予算額との差額を減額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金につきましても、保険給付費にかかる県の交付決定額による現予算額との差額を減額補正するものであります。

2項2目介護保険低所得者対策事業費補助金は、歳出1款総務費で説明いたしました社会福祉法人が行う低所得者の負担軽減策を補足するための補助金、県負担4分の3の受け入れ分であります。次のページをお開きください。

8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は、介護給付費にかかる町負担金分で、歳出で説明いたしました2款保険給付費の減額補正により、一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

同じく4目その他一般会計繰入金は、これも歳出でご説明いたしました認定調査員賃金及び社会福祉法人が行う低所得者の負担軽減策を補足するための補助金、町負担分の4分の1の受け入れ分となります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 18、19ページですが、特定入所者介護サービス等費というのがあって、300万円の増額になっておりますが、特定入所者介護サー

ビス費という内容を説明いただきたいのと、それから300万円の増額というのは、要するに人数が増加したから増額だろうと思うんですが、何人なのかというのをお聞きしたいです。オーダーがよく分からなくて、何人なのか、あるいは何十人なのかという単位がよく分からないので、何人増加したのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 田口議員の質問にお答えいたします。まず、特定入所者介護サービス等費の内容についてですけれども、これは平成17年から、いわゆる介護施設、この辺でいいますとくじやくの家とか、そういった介護施設に入られた方の食費及び居住費が介護報酬から切り離されました。切り離され、被保険者の自己負担となったことを受けて、低所得者の対策として創設された補足給付サービスであります。居住費であるとか、食費をいろんなランクがあるんですが、そのランクに応じて助成をしていくという制度であります。そういった中で、今回の300万円の増額分につきましては、先ほど説明したとおり、一人ひとりの補助額というのは、それぞれ違ってまいります。ですから、何人分という計算では積算をしておりません。ここで上げております300万円というのは、毎月の平均、そういった部分を加味して300万円という額を計上しております。以上です。

議 長 久保田議員。

4 番久保田 私もお尋ねします。19ページですけれども、その居宅介護サービスの給付費、それから地域密着型の介護サービス給付費というのが大きい数字で減額になっていきます。これは経済的に利用をされていないものなのか、それともできるだけ自立をしようということで利用されていないものなのか、どうなんでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 まず、この当初予算においては、過去数年の平均、それから伸び率を勘案しながら設定をしているところであります。その中で、2款1項1目の中の居宅介護サービス給付費が3,100万円の減額となっているところなんですけれども、その居宅介護サービス給付費というのは、大きく分けると訪問サービス、それから通所サービス、デイサービスですね。それから、福祉用具貸与、それから短期入所サービス等、これらがござ

いますが、サービス別にみると、今年度通所サービス、いわゆるデイサービスが非常に金額的には低い数字で推移をしております。その理由というのは、検証はされておられませんけれども、地域支援事業で取り組んでいるミニデイ、そういった部分についても、このサービス費が抑えられてきているのかなとは思っております。居宅介護サービスについては、通所介護サービスが非常に低い数字で推移しているというところなんです。それから、地域密着型サービスの給付費の分なんですけれども、これは当初、地域密着型のデイサービスを本年度において一施設増やす予定でありました。公募し、それから決定をして、3月1日からですね、新規事業として開設をされております。予算の計上時には、4月からこのサービスが始まるということを仮定して計上しておりましたので、そのサービス事業所が3月1日に開設された。そういった部分でこの給付費が減額になっているという理由でございます。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久 保 田 追加して再度確認しますが、国の政策によって介護支援の1、2が給付費から外すという政策がとられましたね。そのことによる影響ではないですか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 国の施策が今まで要支援の方の通所と、それから訪問サービスですね、この2つが外されたというところなんですけれども、現在、本町においてはまだそこまで至っておりませんで、要支援の人たちも居宅、通所、それから訪問のサービスを受けられています。今後、地域支援事業において、そういった方々の受け皿を作っていくということになりますけれども、現在のところ、そういった方々が施設を利用できないというところではございません。今後、地域支援事業において、そういった人たちの受け皿を作っていくという予定であります。以上です。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。今の久保田議員の質問にちょっと関連するんですが、今課長の説明ですよね。これは私たちが減額された理由というのは、要するに対象者、サービスを受ける対象者が減ったから減額になったのかなと私は最初は思ったんですけれども、あくまでもこれは当初予算で計上

した分と比較をして、そのぐらいになる見込みだということで減額をしたという説明だったかと思って、実際には対象者は減っていないという捉え方でよろしいんですか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 実際に認定者数についてはですね、著しく下がっていると、人数が下がっているということとはございません。サービスを受けられている方が少なくなっているというのは事実です。当初予算においては、若干、余裕を持って例年の平均、それから伸び率を勘案しながら設定をしておりますので、その分の差、理由としては2つあるということでございます。

議 _____ **長** 田口議員。

2 番 田 口 先ほど特定入居者介護サービスのことを聞きましたが、人数の減ではないという説明でしたが、聞きたいのは、トータルとしてこのサービスの対象者は低所得者ということでありませうけど、トータルで何人おられるのでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 すいません。この特定入所者介護サービス費を現在どれだけの人が対象として利用されているかということなんですけれども、現在、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思えます。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算

(第4回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)」は、原案のとおり可決されました。

(14:02)

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(14:02)

(…休 憩…)

(14:15)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 住民福祉課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。健康推進課長。

健康推進課長 先ほど田口議員から質問がございました特定入所者介護サービス費における対象者が何名ほどいるのかという質問ですけれども、2月末現在で103人の方です。これは月々入院をされたりとか、退所されたりとか、そういった部分で月々の件数は変わってきますけれども、今年度で見ますと一番低い件数で99人、それから一番多い月で見ますと124人となっております。以上です。

議 長 次に、住民福祉課長。

住民福祉課長 先ほど堀池議員から質問を受けました児童手当の人数が減ったのかどうなのかということでした。それで、先ほど当初の人数が分からないということではございましたが、のべ人数でございますけれども、当初の人数が2万2,158人となっております。以上です。

議 長 住民福祉課長。もう一回数字ばゆっくり言うてくれんですか。

住民福祉課長 失礼しました。当初の人数は、のべ人数で計算しますのでの

べ人数しか分かっておりませんが、2万2,158人です。そして、最終的な人数が2万1,141人となっております。以上です。

議 長 次に、日程第8、議案第6号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第6号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,600万円にしようとするものであります。なお、補正予算の詳細につきましては、地域政策課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

地域政策課長 それでは私の方から補正予算の内容について説明いたします。歳出からご説明いたしますので、8、9ページをお開きください。

第1款観光施設事業費、1項観光施設事業費、1目管理費の説明欄の大崎公園管理費5万4千円の減額補正は、13節委託料の執行残であり、国民宿舎管理費7万1千円の減額補正は、18節備品購入費における執行残でございます。

2目改良費の説明欄、大崎公園改良費4万6千円の減額補正は、13節委託料の執行残を減額補正するものでございます。次のページをお開きください。

2款公債費、1項公債費、2目利子の92万9千円の減額補正は、しおさいの湯の起債の借り換えによりまして、利率が下がりましたが、平成27年度の当初予算では借換前の利率により予算を計上していたため、差額が生じ減額したものでございます。次のページをお開きください。

3款予備費、1項予備費、1目予備費の減額補正は、歳入歳出の見合いにより減額補正するものであります。次に歳入をご説明いたします。6、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、ただいま歳出でご説明いたしました各減額補正について、一般会計からの繰入金を減

額し計上するものでございます。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「平成27年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(14:21)

議 **長** 次に、日程第9、議案第7号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第7号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,701万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億5,542万円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 水道課長。

水道課長 それでは説明いたします。今回の補正予算は、決算見込みによるものが主でございます。それでは歳出から説明いたしますので、10、11ページをお開き願います。事項別明細書でご説明いたします。

1款1項1目一般管理費ですが、2節給料から4節共済費につきましては、給与改定に伴うものでございます。

2目管渠管理費ですが、13節委託料、14節工事請負費は、落札減に伴い減額するものでございます。

3目処理場管理費ですが、11節需用費は落札減及び決算見込みにより減額するものでございます。13節委託料は、落札減に伴い減額するものでございます。次に12、13ページをお願いいたします。

2款1項1目下水道建設費についてでございます。2節給料から4節共済費につきましては、給与改定に伴うものでございます。15節の工事請負費につきましては、落札減に伴い町単独での工事の部分について減額するものでございます。14、15ページをお願いいたします。

3款1項2目公債費利子でございますが、利子の償還につきましては、財源内訳について特定財源のその他一般会計繰入金を減額し、下水道事業特別会計の一般財源の下水道使用料からの支出を増額するように組み替えをしたものでございます。次に6、7ページをお願いいたします。歳入についてでございます。

1款1項1目建設費負担金ですが、当初見込みより一括納付の増により増額するものでございます。これは、受益者負担金でございます。次のページをお願いいたします。8、9ページです。

4款1項1目一般会計繰入金ですが、歳入歳出の見合いにより減額補正するものでございます。

なお、今回給与改定がございましたので、16ページに給与費明細書を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。11ページですね、これは処理場管理費の委託料が900万円減額ということでなっておりますが、この業務内容はどいういったもので、なぜ大きな金額が減額されたのかお尋ねしたいと思います。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それではご説明いたします。三岳議員のご質問についてご説明いたします。

処理場管理費の委託料につきましての減額の主なものにつきましては、浄化センターの維持管理費が入札の結果で落札減が主なものでございます。以上です。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 主なものと言われましたが、これを当初予算でですよ、そのそんなに開きが出るんですか。900万円、ちょっと金額が大きいからお尋ねをしているわけですが、業務の内容が変わったのか、あるいはですね業務が縮小したのかですね、そういったものが要因にあるのかなと思ってお尋ねしているんですが。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 三岳議員の質問にお答えいたします。まず業務内容、業務量の変更はございません。当初、予算におきましては、業務内容、業務量に基づいた適正な設計をいたしております。その設計を基に見積もり入札方式で入札を行っております。その結果として、落札減が生じたということでありますので、請け負う企業側の企業努力での落札減ということになります。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)」は、原案のとおり可決されました。

(14:30)

議 長 次に、日程第10、議案第8号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算(第4回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第8号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算(第4回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出で、収入において62万7千円を追加し、収入予算の総額を3億7,409万5千円に、また支出において18万5千円を追加し、支出予算の総額を2億8,927万3千円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは説明をいたします。今回の補正につきましては、給与改定及び決算見込みによるものが主なものでございます。それでは3ページをお開きください。

補正予算実施計画説明書により説明をいたします。収益的収入及び支出について、まず支出についてでございます。

1 款 1 項営業費用、5 目総係費は、給料から退職手当給付までにつきましては、給与改定に伴うもの及び育児休業者に伴う増減でございます。

6 目減価償却費は、今年度経営統合いたしました木場地区簡易水道について、確定をいたしました減価償却額の増に伴い増額補正するものでございます。次に収入でございます。

1 款 2 項営業費用、5 目長期前受金戻入ですが、平成 26 年度からの新会計制度移行により、国庫補助金、工事負担金、受贈財産評価額について長期前受金として減価償却を行うことになり、その長期前受金として減価償却した額については、営業外収益の長期前受金戻入として順次収益化していくこととされており、支出で説明しましたように、今回は木場地区簡易水道について、減価償却額を増額補正することから、併せて長期前受金戻入を増額するものでございます。次に 1、2 ページにおきましては、予算実施計画書を記載いたしております。

なお、4、5 ページにはキャッシュフロー計算書、6 ページには補正給与費明細書、7 ページには予定損益計算書、8、9 ページには予定貸借対照表を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。三岳議員。

3 番 三 岳 3 番三岳です。3 ページの減価償却費が 65 万 7 千円となっておりますね、長期前受金については 62 万 7 千円と。この 3 万円の差というのは、何なんでしょうかお尋ねします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 確認をさせていただきたいと思いますので、しばらく時間をいただければと思います。

議 長 しばらく休憩をいたします。

(1 4 : 4 1)

(…休 憩…)

(1 4 : 5 6)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 水道課長。

水道課長 三岳議員の質問について回答をさせていただきます。

時間がかかりまして大変申し訳ありませんでした。まず質問事項について回答させていただきます。まず、収入の5目長期前受金戻入62万7千円と支出の6目減価償却費65万7千円の違いでございます。まず、木場地区簡易水道につきましても、減価償却額が62万4千円でございます。それとその他の水道施設関係の決算見込みの減価償却の増の分が3万円でございます。合計しますと支出においては65万7千円というふうになります。その3万円については、今度収入の長期前受金戻入対象外でございます。つきまして、収入の長期前受金戻入におきましても、表の1番下の右側にあります各目説明の中の一番下の段の長期前受金受贈財産評価額戻入62万4千円、これが木場地区簡易水道の減価償却と対比できる金額で同額でございます。

それとその上の3千円についてでございますが、この工事負担金戻入につきましても、平成26年度に取得しました町道城山線改良工事に伴う配水管布設替え工事の工事負担金を一般会計からいただいております。11万円でございます。11万円を30年で割り戻していただければ3,667円年間になります。その3,667円の3千円を戻入をしているということでございます。以上が質問に対する説明でございます。

この3ページについてでございますが、収入の5目長期前受金戻入の既決予定額、それと補正予定額計とありますが、この合計欄に数字を記載しておりません。ゼロと記載しておりました。大変失礼いたしました。ここで訂正をさせていただきます。合計の欄は1,031万5千円とご記入をいただいでご訂正の方よろしくお願いいたします。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 今の課長の説明で3ページの減価償却のところの先ほどの説明では、その他3万円とおっしゃったと思うんですよね。これは、要するに据付量水器の減価償却が3万円ということによろしいんですか。

議 長 水道課長。

水道課長 三岳議員の質問にお答えいたします。据付量水器減価償却費は、木場地区のものでございます。3万円は、建築物減価償却費に該当する

ものでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

（15：00）

議 長 次に、日程第11、議案第9号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第9号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についての提案理由をご説明いたします。

本条例の制定につきましては、平成26年6月13日に公布された行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、本町における関係条例の整備が必要となったところであります。そして、今回の法律の制定によ

り、関連する条例が多数ありますので、一括して関係条例の一部改正を提案するために、条例名を行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例として提案させていただきます。なお、この条例提案の中には、行政不服審査法での改正以外の一部改正がありますが、その改正につきましては別途提案させていただくことといたしております。以上で、提案の理由とさせていただきますが、詳細につきましては総務課長に説明させますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 それでは説明をいたします。

今回の行政審査関連法の概要でございますけれども、行政処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度について関連法制度の整備拡充等を踏まえ、公正性の向上、使いやすさの向上、そして国民の救済手段の充実、拡大の観点から制定後50年ぶりに抜本的な見直しが行われたものでございます。それでは、新旧対照表で説明を行いますので、新旧対照表をご覧くださいと思います。

この新旧対照表の左上のところに四角枠囲みで第1条による改正、これは本文の第1条を指しております、以降、第2条、第3条、第4条と、このような改正の方式をとらせてもらっております。

まず、第1条によります改正でございますけれども、ここでは川棚町情報公開条例を改正するものでありまして、この条例に限らず、以降、各条例において、不服申立て及び不服申立人の文言が出てまいりますけれども、以降、審査請求及び審査請求人となりますので、文言の改正は省略させていただきますことといたします。

それでは新旧対照表改正前でございますが、第19条、審査会の諮問でございますけれども、この19条につきましては20条に改めることといたしております。そして改正後の第19条でございますけれども、審理員による審査手続きに関する規定の適用除外等を定めることといたしております、ここでは不作為による審査請求について法律第9条第1項本文の規定でございますが、この規定は審査請求がなされた後の審査庁における一連の手続きということでございますけれども、この手続きについて適用しないとするものでございます。

第20条でございますけれども、第1項につきましては、先ほど申しました19条をそのままスライドしてきておりますので省略いたしまして、次の第2項であります。前項に規定する諮問については、法律第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならないと新たに規定するもので、ここで弁明書というふうな文言を使っておりますが不作為についての審査請求に対する処分を行っていない理由並びに予定される処分時期、内容及び理由が記載されているものと、このように示されております。

次に、第3項でございますけれども、ここでは前条、これがなくなっておりますので、ここを削除いたしております。

以降、不服申立人を審査請求人に、不服申立てを審査請求に改めるものでございます。

次のページでございますが、第2条による改正でございます。

第2条による改正は、川棚町個人情報保護条例を改正するものであります。改正内容につきましては、先ほど説明をいたしました川棚町個人情報保護条例の改正とほぼ同じ内容となっておりますので、説明は省略とさせていただきます。

次に、第3条による改正でございます。ここでは、川棚町情報公開・個人情報保護審査会条例を改正するものでございまして、先ほど説明をいたしました第1条、第2条による改正で、条を繰り下げておりますので、第2条第2項及び第3条第1号及び第6号の条をそれぞれ繰り下げるもので、後の改正は文言の改正でありますので省略とさせていただきます。

第10条でございますけれども、第10条、提出資料の閲覧でありますけれども、審査請求人等が審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧のほか、写しの交付を加えて求めることができるとするものでございます。

第2項では、前項の閲覧をさせ、また写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付にかかる意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならないと、このように規定するものでございます。そして、但し書きとして審査会が、その必要がない場合はこの限りではないと定めるものでございます。

第4項では、第1項の写しの交付を受ける場合の費用負担について規定を

するものでございます。

第2条の改正は省略いたします。

第4条による改正でございます。ここでは、川棚町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございますが、第5条第2号の不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。

次は、第5条による改正でございます。ここでは川棚町固定資産評価審査委員会条例の改正をするものでございます。

第4条、審査の申し出の改正であります。審査申出書に記載する事項の整理がありましたので改正するもので、第1号では審査申出人の住所の次に、又は居所が追加され、第2号として審査の申し出にかかる処分の内容が新たに追加されましたので、改正するものでございます。

第3項では、総代又は代理人の住所の次に、又は居所が追加されておりますので、そのように改正をし、行政不服審査法第13条第1項に規定されておりました書面が、行政不服審査法施行令第3条第1項に規定をされましたので、それに合わせて改正するものであります。

第6項では、審査申出人は、代表者もしくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときの届け出について新たに定めようとするものでございます。

第6条第2項、書面審理に関する改正でございますけれども、委員会は弁明書の提出があった場合には、審査申出人に対して資料の概要を記載した文書を送付しなければならないと、このように規定するものでございます。但し書きとして、審査の申し出の全部を容認すべき時はこの限りではない、を除くものでございます。

次に、第4項でございますが、委員会は審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない、を追加するものでございます。

第11条、決定書の作成でございますが、改正前にもこの条文はございましたけれども、今回の改正では、決定書に記載する事項を第1項から第4号までに定めるものでございます。

第6条による改正でありますけれども、ここでは職員の給与に関する条例についての改正でございますが、第16条の3の規定でございますが、この

規定は期末手当の支給を一時差し止めの処分を受けた者が、その取り消しを申し立てる期間を定めるものでございまして、改正前の行政不服審査法14条が第18条第1項に改められましたので、そのように改正しようとするもので、改正前の時には第45条がございましたけれども、この45条については削除されております。

次に、第7条による改正でございますが、第7条では、川棚町税条例の改正をしようとするものでございまして、第18条の2でございますが、不服申立てを審査請求に改めるものでございます。

改正本文に戻っていただきまして、改正本文の一番最後でございますが、附則でございます。

施行期日でございますけれども、平成28年4月1日と定めるものでございます。以上で、説明を終わりますけれども、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いをいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。福田議員。

1 2 番 福 田 確認をさせていただきます。第1条から第7条まで7本の条例の一部改正が行われますが、各条例ごとの附則というのは必要なかったんでしょうか。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 これは最初に町長が提案理由を延べましたけれども、一括して条例を提案しているということで、期日についてはすべて同じの4月1日といたしております。ですから、それぞれに付する必要はないということをご理解いただきたいと思います。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

(15 : 18)

議 長 次に、日程第12、議案第10号「川棚町農業委員会委員及び川棚町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第10号「川棚町農業委員会委員及び川棚町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」の提案理由をご説明いたします。

本条例は、農業委員会等に関する法律の一部改正が平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日から施行されることにより、川棚町農業委員会委員及び川棚町農地利用最適化推進委員の定数を定める必要が生じたことから、本条例を制定するものであります。

なお、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律施行令の基準にしたがい提案するものであります。以上、提案理由の説明とさせていただきますが、条例の内容につきましては、農林水産課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 それでは提案理由の説明をいたします。本条例の制定につきましては、農業協同組合等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律の改正に伴うものでございます。農業委員会等に関する法律の改正のポイントとして、大きく3つの項目が上げられますので、まずは説明

をいたします。

一点目につきましては、農業委員会の役割が農地等の最適化の推進を業務義務として強化をされているところでございます。これまで、農業委員会は担い手への農地集積集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、これにつきましては任意業務として行ってきておりますが、改正後は必須業務へと改正されるものでございます。

二つ目は、本文第2条に関係するものでありますが、農業委員の選出方法は、これまでの公職選挙法の適用を受ける選挙による委員と、各団体からの推薦を受けた者及び議会からの学識経験者として推薦された者により構成されておりましたが、改正後は議会の同意を受け市町村長の任命制ということになります。

三つ目は、本文第3条に関係するものでありますが、農地等の利用の最適化推進に取り組む体制を強化するために、農地利用最適化推進員を新規に設置し委嘱することとなります。

以上で改正のポイントの説明を終わります。この改正により、後ほど説明をいたしますが、これまでの川棚町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止し、川棚町農業委員会及び川棚町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定することとなります。条文の説明に入りたいと思います。議案の方をご覧いただきたいと思います。

第1条では、趣旨について規定するものでございます。農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項並びに農業委員会等に関する法律施行令第5条及び第8条の規定により定数を定めるものでございます。

第2条では、農業委員会委員の定数について規定するもので、施行令第5条の基準では、農地面積等により定数が定められておりました、本町では上限が14人となります。現行の選挙により選出される委員の地区割り数でありますとか、団体推薦数及び農業以外のもので中立的な立場のものを含めて13人ということで協議の結果なっております。

これにつきましては、推薦及び募集の手続きをとりまして行うものでございます。推薦、募集についてはですね、規則等を制定し定めることとなります。市町村長は、地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求め募集を行うこととなります。農業委員の過半は認定農業者等であること、さらに利害

関係がないものを1名以上含めること。また、性別等に著しい隔たりが生じないような配慮をすることが求められております。

第3条です。農地利用最適化推進委員の定数について規定するもので、施行令第8条の基準では、農地面積100ヘクタール当たり1人でありまして、本町の面積557ヘクタールを100ヘクタールで除した数字は5.5人となりますが、端数については切り上げることになっておりまして、上限が6人ということとなっております。

新たに地区割を検討した結果、上限である6人を推進委員の定数としたいということで協議が整っております。

農地利用最適化推進委員は、自らの担当区域において担い手の農地集積、集約化等に関する現場活動を行います。農業委員と一体的に連携しあって取り組むこととなります。また、農業委員会の総会においては、出席し、意見を述べるができることとなります。

続きまして、附則でございます。附則の第1項ですが、施行期日を平成28年4月1日からとしております。

附則の第2項です。川棚町農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止するということといたしております。

附則の第3項です。経過措置として、現に在任する農業委員会の委員は、農業協同組合法等の一部を改正する法律の附則第29条第2項の規定により、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとしております。このことにつきましては、現行の農業委員においては、任期の終了日が平成29年7月19日までであり、現行の委員は任期満了の日まで引き続き農業委員としての職務を行うこととなります。

附則の第4項ですが、現行の農業委員会の委員が在任する間は、本文第3条の規定による農地利用最適化推進委員については、辞職をしないこととしております。

附則の第5項です。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正でございます。別表中、農業委員会委員の次に農地利用最適化推進委員を加え、報酬の額を年額14万4千円、旅費の額を3級以上相当職としております。以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 町長。

町 長 提案理由の説明の中で、提案理由の一つに漏れがありましたので、追加して理由を申しあげます。と言いますのは、新たに設ける川棚町農地利用最適化推進委員につきましては、特別職の職員で非常勤のものというふうに該当いたしますので、その者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部も併せて改正をさせていただきます。以上でございます。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 先ほどの説明の中で、農業委員は議会の同意を得て町長が任命するという説明がありましたが、最適化推進委員についてはっきり分からなかったので質問をいたします。法律を見ればよいのかもしれませんが、農地利用最適化推進委員についての任命手続きはどのようになるのでしょうか。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 農地利用最適化推進委員、このことにつきましては、農業委員会が応募を受けて農業委員は委嘱をするという記載になっておりますので、最適化推進委員につきましては、議会の同意は書いてありませんので必要ないということで考えております。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 農業委員会がということでもいいんですかね。

議 長 農林水産課長。

農林水産課長 最適化推進委員の委嘱の件について、条文では農業委員会法の17条に記載がございます。読み上げますと、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないというふうになっております。以上です。

議 長 高以良議員。

10 番 高 以 良 まず農業委員の数の件ですが、定数は13人ということですが、現在の農業委員が確か15人だと思いましたが、基準では先ほどの説明では上限が14人以下であればいいということだと思いましたが、現在の15人が13人にすることによって2人減るわけですが、農業委員会の業務について支障はないということ判断していいのかですね。

推進委員の報酬の件ですが、14万4千円ということで提案があっており

ますけれども、推進委員の数については農地の面積を100ヘクタールで割って6人ということですが、報酬については何か基準になるものがあるのかどうかお尋ねします。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 ただいまの高以良議員のご質問にお答えをいたします。

現行で15名ということでありまして、それはこれまでの選挙による委員が10名でございまして、その10名の形態は崩したくないというような農業委員会の中での協議でございまして、ですから、10名と各団体の推薦と利害関係を有しない方を入れて13名ということで農業委員会の中での協議内容でございまして、それで、支障がないかということでも、それでやむなしというところで会議の中では結論を出しておるところでございまして。

それと報酬につきましては、非常勤の特別職の日当が一日6千円というものを基準におきまして、年額14万4千円という金額としております。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 委員の数についてですが、先ほどの説明では農業委員会の方で13人でやむなしという意見だったということですが、農業委員会としては、このことについては了解済みということなんですかね。13人にするということについてですね。そのことと、もう一つ、推進委員の報酬の14万4千円、6千円が基準ということでしたけれども、6千円の年間何日程度とか、そこらへんの見込みが立っているんですか。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 農業委員会におきましては、定数を協議するのに1月の農業委員会総会、2月の農業委員会総会の2回で協議をしております。その中での結果ということですので、了解を得られております。それと、報酬の14万4千円は、月に直しますと2日ということでの換算でございまして。以上です。

議 _____ **長** 三岳議員。

3番三岳 今回の改正と言いますか、農業委員会そのものがですね、今までは農業委員さんで構成をされていたということですよ。そして今度新

たにですね、最適化推進委員さんが入ってくることによってですよ、もともとの組織というのは、農業委員会という組織があるわけですけども、組織の一員としてのこれは推進委員さんになるのかですね。あの、前回資料でもらった国の考え方というのは、農業委員会という組織の中の一業務を分けて農業委員さんと推進委員さんに分けたという捉え方なのかなと思いますけれども、逆に言いますと推進委員の中に会長さんとか、そういったものが存在するのかな、それとも農業委員会の会長さんがそこまで掌握して業務を行っていくのか。そこらへんについてはどのように解釈しておけばよろしいでしょうか。

議 _____ **長** 農林水産課長。

農林水産課長 三岳議員の質問にお答えいたします。

まず、農業委員会の組織としては、まず農業委員がございまして、推進委員につきましては、主に現場活動をするということでございますので、会議には基本的には参加しないということとなります。参加して意見は述べるということはできますが議決権はないということで、農業委員会委員と最適化推進委員は全然別個の活動をするということでございます。

組織的には農業委員会がございまして、その別にですね、最適化推進委員の組織があるということで、業務については農地流動化等を連携して行うというようなかたちとなっております。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 現在、農業委員会です、月1回のいろんな業務をされていますよね。そういったものには出席をされないと今、課長が説明されたと思うんですが、そうしますとですよ、組織の中では別なのかなという気がするんです。農業委員会の中に推進委員さんと農業委員さんがおって、それぞれ別々に活動されるよということに捉えていいのかなですね。はたまた、会議等に出席してそういった意見を言うことはできるんでしょうけども、組織としては今までの13人と6人に今度なりますよね。その合わせたものでやっていくのが組織としたらより多くの意見が反映されるかなという気がするんです。ですから、そういう意味ではすでに13人ですか、その方達だけで今までどおり、月の定例会とかそういったものを含めて活動をやっただけでいかれると。切り離して考えた方がいいんでしょうか、そこがよく分かりま

せん。

議 長 町長。

町 長 私の方からお答えします。町の場合、町長が他に何かをした
いときには、委員の委員会を作って、その委員会の委員は町長が委嘱します
ね。そういったことを想定してもらえばいいんじゃないですか。要するに、
農業委員会という行政組織があって、そのトップは会長さんですよ、その
会長さんが農地の利用の最適化を図るために調査研究をさせたいということ
で、有識者等に委嘱をして、それで仕事をしてもらうということですから、
基本的にはその期間は農業委員会の活動組織ということで判断をしてもらえ
ればいいんじゃないかと思えます。以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号「川棚町農業委員会委員及び川棚町農地利用最適化
推進委員の定数を定める条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「川棚町農

業委員会委員及び川棚町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」は、
原案のとおり可決されました。

(1 5 : 4 3)

議 長 ここで時間延長をいたします。

(1 5 : 4 3)

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 1 1 号「職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第 1 1 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例」について、提案理由を説明いたします。

今回の職員の給与改定につきましては、人事院の勧告と県の人事委員会の
勧告を受けての改正であり、職員の給与は、これまで国家公務員に準じて改
正しており、改正内容は月例給を引き上げるための給料表と勤勉手当の引き
上げによる改正と、地方公務員法が改正されたことにより、これまで初任
給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定いたしました級別職務分類表に
ついて、級別標準職務表に表名を変更して条例で定めようとするものであり
ます。また、非常勤職員の給与に関する規定について、これまで規則で定め
ておりましたが、条例で規定すべきであるとの見解から国家公務員の例を参
考に整備を行うものであります。

以上で、提案の理由といたしますが、補足説明を総務課長にさせますの
で、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 それでは説明をさせていただきます。

今回の人事院勧告では、50人以上の民間企業の賃上げの動向を反映して
今年度の国家公務員の月例給について若年層を重点に、平均0.3%の引き上
げを行うこととし、勤勉手当についても民間の支給月数と比較をして0.1
月分の上乗せを行ったところであります。県の人事委員会の勧告も同様でご
ざいまして、本町においても勧告どおり改正しようとするものであります。
それでは新旧対照表をご覧くださいと思います。

新旧対照表、これも左の上の方を見てくださいと四角で第1条による
改正と、このようにしておりますけれども、第1条の改正においては、給料

及び勤勉手当について改正内容が、平成27年4月1日に遡及することから、先に内容を条文に溶け込ませておく必要があることから、これらにかかる分を第1条で改正を行い、後に出てまいりますけれども第2条の改正では、第1条において溶け込ませた改正内容についてを平成28年4月1日施行分として改正しようとするものであります。

まず、新旧対照表、第3条でございますが、別表第1に改めておりますけれども、条例に別表を追加することから、別表第1と改め、改めようとしませ給与表については、この改正条文以降のとおりでございます。

次に、第16条の4勤勉手当でございますが、第1号では、勤勉手当の支給割合を改めるものでございまして、改正前の支給割合は6月と12月の支給割合はそれぞれ100分の75であり、合計100分の150でありましたが、今回の改正では6月の支給割合を100分の75、12月の支給割合を100分の85とし、合計100分の160にしようとするものでございます。

次に、第2号でございますが、第2号では再任用職員の勤勉手当の支給割合を改めるものでありまして、改正前の支給割合は6月と12月の支給割合、それぞれ100分の35であり、合計100分の70でありましたが、今回の改正では6月の支給割合を100分の35、12月の支給割合を100分の40とし、合計100分の75に改めようとするものであります。

次に、附則第11号の改正であります。この附則は55歳を超える高齢職員の勤勉手当についての減額規定でありまして、次のページになってまいります。改正前は6月と12月の減額率がそれぞれ100分の1.125であり、合計100分の2.25でありましたが、今回の改正では6月の減額割合を100分の1.125、12月の減額割合を100分の1.275、合計100分の2.4にしようとするものでございます。括弧内、この条文の括弧がございませけれども、括弧内の改正については最低号級に達していない職員の減額率の改正でありまして、6月支給期の減額率を100分の75、12月の支給期の減額率を100分の85とし、100分の150から100分の160に改めようとするものであります。

別表第1、これは給料表の改正でございますが、全面改正でございますのでここは飛ばしていただきまして、給料表の終わる次のページでございます。

が、ここでは第2条による改正でございますが、第1条の目的の条文でございますけれども、地方公務員法第24条第6項を第24条第5項に改めておりますけれども、第24条第2項が削除されたことにより、第6項が第5項に繰り上がったことによる改正でございます。

次に、第3条第2項でございますけれども、ここでは、これまで級別職務分類表は規則で定めるとしてございましたけれども、地方公務員法第25条第3項第2号が追加されたことによりまして、今回、条例で定める必要が生じたので標準的な職務の内容とし、別表2のとおり改めようとするものでございます。

別表2については、改正条文の一番最後のページでございますが、この級別職務分類表でございますが、これまで規則に定めておいたものを、そのままこちらの方に仕替えているものでございます。

次に、第16条の4勤勉手当、第2項でございますけれども、第1条の改正で説明いたしました勤勉手当の支給率を6月支給期と12月支給期の率をそれぞれ同じく100分の80にしようとするものでございます。

第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給率を6月支給期と12月支給期の率をそれぞれ同じく100分の37.5にしようとするものでございます。

次のページになります。第16条の6でございますが、臨時職員の給与に関する条文でございますけれども、改正前は予算の範囲内で任命権者が定めることと規定してございましたけれども、国家公務員の例によりまして改正しようとするもので、第2項につきましても第1項と同じように国家公務員の例により条文を追加しようとするものでございます。

次に、附則第11号であります。ここでは55歳を超える高齢職員の勤勉手当の減額についての規定であります。これもこれまで説明してまいりましたが、6月と12月の減額について同じ率にしようとするもので、100分の1.2に改めようとするものでございます。

括弧内でございますけれども、括弧内については最低号級に達していない場合にあつての勤勉手当の減額基礎額を決めるものでございまして、100分の80に改めるというものでございます。

改正本文の戻っていただきたいと思っております。改正本文は6ページでございます。

ます。

附則でございまして、施行期日等でございますが、第1条では、この条例は公布の日から施行するということでしたしており、但し書きとして第2条の改正、いわゆる溶け込んだ後の改正文でございますが、第2条の規定については平成28年4月1日から施行するということしております。

第2項では、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定でございますが、これについては先ほど説明しましたが、27年4月1日に遡って適用するということといたしております。

第2条では、給与の内払いということで、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与については改正後の条例の規定による給与の内払いとみなします、と定めておるところでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。田口議員。

2 番 田 口 細かい点なので、そのまましておこうかと思いましたが、新規に条例にというかたちになるというので、ちょっと指摘しておきますが、一番最後の新旧対照表の部分なんですけれども、この表があります。別表第2という表があつてですね、6級というところなんですけれども、会計管理者、課長、局長、室長、次長、学校給食センター所長、参事の職務、括弧以下課長等という点になっていまして、その次の7級というところに課長等の職務と、上の6級を引いてですね、課長等という言葉が控えているんですが、そのまま読むとですね、会計管理者の何とかかんとか、学校給食センター所長、参事の職務の職務となっちゃうんですよ、7級は。この言葉をそのまま引くと。ので、6級のところの括弧書きの位置がちがうのではないかというふうに私は思うのです。ですので、ミスプリならミスプリということで処理されたらどうかなと思っているんですけどいかがですか。

議 _____ **長** 町長、休憩をとりますか。時間的にも区切りですけれども。総務課長。

総 務 課 長 休憩をお願いしようございます。

議 _____ **長** しばらく休憩をいたします。

(1 6 : 0 2)

(…休 憩…)

(1 6 : 1 3)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 総務課長。

総務課長 失礼をいたしました。それでは、田口議員からご指摘がございまして、ごもつともでございまして、第6級でございませけれども、括弧の位置が非常にまずうございました。読み上げて訂正をさせていただければと思います。読み上げます。

会計管理者、課長、局長、室長、次長、学校給食センター所長、参事、(以下、課長等)の職務、でございます。

7級でございます。高度な知識及び相当の経験を経た課長等、この次に括弧書きとして参事を除くを持ってきまして、括弧の次に、の職務とさせていただきたいと思ひます。これを見ているときに気づきがございました。

1級、2級でございます。ここも6級、7級と同じような作りとしたいと思ひますが、保健師がでございます。保健師の後の、又は、そして2級の保健師の後の、又は、を外しまして、ここを点でつなぐということにします。

それから3級です。3級についても主任保健師、又はとありますが、ここを点でつなぐと。

そして4級も、又は、を点でつなぐと。4級は違いますね、失礼しました。3級までですね。このように訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 今、田口議員の質疑に基づいて口頭であります、訂正の申し出があったと位置づけたいと思ひます。口頭ではありますけれども、文章的な表現変更の入れ替えというところだけのようでありませるので、中身的には特段変更はないという解釈をされますので、口頭による訂正ということを取り扱いたいと思ひますが、よろしゅうございませるか。今、総務課長から説明がありましたような内容で訂正をするということ決定をさせていただきます。

それでは、訂正された内容ということで改めて質疑を受けたいと思ひます。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(16:17)

議 長 次に、日程第14、議案第12号「川棚町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第12号「川棚町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、平成26年5月14日に地方公務員法の一部改正が公布され、公布の日から2年を超えない範囲において政令で定める日を施行期日とする改正となっており、この改正規定に基づき改正しようとするものであります。改正の内容といたしましては、任命権者が町長に対し、人事行政の運営の状況を報告しなければならない事項が追加されたことにより、本条例を改正しようとするものであります。

以上で、提案の理由とさせていただきますが、補足説明を総務課長にさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 それでは説明させていただきます。新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第3条、報告事項の改正でございますが、非常勤職員について括弧書きで説明を加えたものでございまして、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く、という文言を加えておりますけれども、地方公務員法第28条の5第1項とは、勤務時間が常勤職員と比較をして短い時間である者というふうに規定されておりました、勤務時間が短い職員であるということを示しております。

次に、各号列記部分でございますけれども、3項目が追加され、1項目が改正ということになっております。

第2号及び第5号では、職員の人事評価の状況と職員の給与に関する状況が追加をされましたけれども、これは人事評価制度が平成28年4月1日から本格実施をされることとなったことから追加となっているものであります。

次に、第8号、職員の退職管理の状況を追加しておりますけれども、これは元職員の再就職の状況について報告を求めることとしており、追加するものでございます。

次に、第9号でございますが、改正前の職員の研修及び勤務成績の評定の状況から、及び勤務成績が削除となっておりますけれども、このことは第2号の職員の人事評価の状況に含まれることとなったことから削除するものであります。

改正本文に戻っていただきまして附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行することといたしております。以上で、補足説明を終わりますけれども、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

2番田口 2番田口です。新旧対照表で見ましてですね、この第3条本

文のところの非常勤職員の後の括弧書きの部分ですが、地方公務員法第28条の第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除くという部分ですが、除くを除くとなっているので、この部分は含まれるということになるのでしょうか。

それでもう一つ言うと、非常勤職員というものの概念の中に、地方公務員法第28条の5第1項に規定する職と、それ以外の非常勤職員というものがあるということになるわけですが、そうなんですか。ここが少し分かりづらいなと思うわけです。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 このとおりでございまして、ここの条文にあります非常勤職員で短時間の職員、これは再任用の短時間職員、こういったものがございまして。こういった方たちについては対象ということになりますので、除くを除くというかたちになっております。以上でございます。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。新旧対照表のですね(8)の職員の退職管理の状況ということで、先ほど総務課長の方から説明があったときには、退職職員の話がされたと思うんですが、これが必要なのかなという部分はどういう捉え方をすればよろしいですか。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 退職管理の状況を報告しなければならない事項としておりますけれども、これについては元職員によります就職の働きかけの禁止、これが定められておりますが、このことを本町では特には該当はないと思うんですけれども、現在、この退職管理については国からの報告事項がございまして、この中には退職した職員が退職後に就職しているのか、していないのか、分からないのかという報告をしなければならないようになっております。そういったことで、退職管理の適正の確保では、禁止事項を定めておるわけですが、そういった内容の報告を求めるものではなくて、退職している方が就職していますか、していませんか、分かりませんかというようなですね、報告を求めるだけのところにとどめておりますので、そういったことを今回ここに明記をさせていただいております。以上でございます。

議 _____ **長** 三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。これはそうしますと、退職者OBの方はすべてが対象になっていくという捉え方ですか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 退職後2年ということで思っております。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号「川棚町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「川棚町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(16:29)

議 長 次に、日程第15、議案第13号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第13号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正及び学校教育

法等の一部改正が施行されたことにより、関連する条文を改正しようとするものであります。

まず、地方自治法の改正では、第24条の給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準の第2項が削除されたことによる条文の繰上げと、同条第6項に規定されている臨時職員の勤務時間、その他の勤務条件が規則により整備していたものを条例において定めようとするものであります。また、学校教育法等の一部改正により、育児又は介護を行う職員の早出、遅出勤務ができる職員の養育する子どもの範囲を定めようとするものであります。

以上で、提案の理由とさせていただきますが、補足説明を総務課長にさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧くださいと思います。

第1条、目的の改正でございますが、町長が提案しましたように、地方自治法第24条、勤務時間その他の勤務条件の根本基準第2項が削除され、以下の項が繰り上がったことにより第24条第6項を第24条第5項に改めようとするものでございます。

第7条の3第2号の改正でございます。学校教育法の一部改正では、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定をされましたので、改正前の単に小学校と規定されていたものに義務教育学校の前期課程、いわゆる小学生のことでございます。又は、特別支援学校の小学部が追加されることになったことにより、改正をしようとするものでございます。

次に、第21条でございますけれども、今回新設をいたしておりますが、地方公務員法第24条第5項の規定において、職員の勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めなければならないとされております。この職員には、いわゆる臨時職員、非常勤職員も含まれておりますので、このことによって条例に定めようとするものでございます。

臨時職員等の勤務時間、その他の勤務条件については、これまで規則において定めておりましたけれども、これを国家公務員の例によりまして条例で

定めようとするものであります。なお、勤務条件については、人事院規則に準じておりますので、詳細は省略させていただきます。

改正本文に戻っていただきまして、附則でございます。施行期日であります。平成28年4月1日と定めるものでございます。以上で説明を終わりますけれども、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。福田議員。

1 2 番 福 田 お尋ねします。先ほどの条例改正の分の中にも再任用短時間勤務職員の規定があったんですけれども、前の条例の時には地方公務員法という流れからの職員という規定があるんですけれども、今の条文の中では再任用短時間勤務職員というふうにあります。そこらへんは統一は必要ないんでしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 再任用の職員につきましては、もともと条例本文の中にあります。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(16:37)

議 **長** 次に、日程第16、議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明いたします。

平成28年2月5日、厚生労働省令第14号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。内容につきましては、小規模な通所介護事業所が新たに地域密着型サービスとして移行されたことにより、地域密着型通所介護の基本方針を国の省令に準じて定めるものであります。なお、条例の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは条例の改正案についてご説明いたします。

本改正は、先ほど町長が申し上げましたとおり、今年2月厚生労働省令第14号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものであります。内容としましては、省令の改正により、これまで都道府県が指定しておりました通所介護の事業所、いわゆるデイサービスの事業所、この事業所の内、利用定員が18名以下の事業所については、平成28年4月1日から市町村が地域密着型サービス事業所として指定することとなります。この移行に伴いまして、地域密着型の通所介護の基本方針を国の省令に準じて

定めるものであります。新旧対照表において説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。

先ほど説明いたしました新たなサービスであります地域密着型通所介護の基本方針を第8条に定めております。方針内容は国の基準に合わせております。改正前、第8条以降は、改正後1条ずつ繰り下げ、16条立てとなっております。改正後、第15条において、繰り下げたことによる対応条例を第9条から第10条に改めております。前のページにお戻りください。

附則につきましては、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。なお、本条例において基準の詳細については、規則に委任をしておりますので、本改正案をご決定いただいた後には、人員及び運営に関する詳細な基準を、これも国の基準にしたがい定める予定としております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います、本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「川棚町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(16:43)

議 長 次に、日程第17、議案第15号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第15号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

川棚町消防団員の条例定数は290名であります。現在、273名であり、消防団員の確保については消防後援会を始め、地区総代、消防団、それぞれの立場から努力していただいておりますが、なかなか定数に達することができない状況であります。また、近年、消防団員の職業がサラリーマン化しており、町外勤務者が約3分の1を占めており、平日の特に昼間の火災時に団員が集まらず出動できない状況が生じることが懸念される状況となりつつあります。

先に開催されました消防後援会と消防団幹部との協議の中でも、平日の昼間の火災時の出動体制を確保するため、補助団員制度の導入について強く要望がなされたところであります。この補助団員制度につきましては、団員確保が困難な自治体では、いち早く導入しているところもあるようであります。このような状況を踏まえ、本町におきましても補助団員制度を導入すべきと判断しましたので、条例改正を提案し、今後の消防活動の向上、強化に努めようとするものであります。

以上で、提案の理由とさせていただきますが、補足説明を総務課長にさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは説明をさせていただきます。新旧対照表で説明をいたしますのでお開き願います。

新旧対照表、改正前の第3条、任用であります。改正後においては第3条の2に条を移行し、改正後の第3条では、団員の種類を定めることとし、団員の種類を基本団員と補助団員として定めようとするものでございます。

続きまして、第3条の2、任用におきましては、第1項では団長の任命を規定しておりますけれども、消防団の推薦に基づき、を削除しておりますのは、これまで団長の任命にあたっては、消防団からの推薦は行われていないことから、この部分を削除し改正しております。

第2項では、基本団員の任命について規定するものですが、これまでの団員の任命に関する内容と同じでございます。

第3項では、補助団員の任命に関し規定するものでありまして、補助団員は基本団員と同じ条件を満たし、かつ団員又は消防職員の経験を有する者とし、団員として必要な知識、経験を有すると団長が認めた者のうちから、町長の承認を得て団長が任命すると、このように定めているものであります。

次に、第12条、ここは報酬でございますけれども、団員の後に補助団員を除くというふうに加えておりますけれども、補助団員には、年間報酬は支給しないことといたしております。なお、補助団員につきましては、年報酬は今言いましたように支給はしないことといたしておりますけれども、出動手当については基本団員と同額を支給することといたしております。

そして、補助団員の福利厚生でございますけれども、出動時の死亡、負傷、もしくは疾病等の公務災害時の補償、退職報奨金の制度と、これらについては基本団員と同様に適用することといたしております。なお、補助団員の任務、活動内容、被服の支給については、別途要綱を定めることといたしております。

次に、改正本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行期日を定めるものでございまして、期日を平成28年4月1日から施行することといたしております。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。山口議員。

1 番 山 口 補助団員ですね、定数というのは、現在290名で現員が

273名ということで、17名足りないわけですが、その不足分17名で募集を終わるのかどうか。そして、現時点で先ほど、分団長とか、いわゆる消防委員会等で協議の結果、いわゆる補助消防団員制度を設けると言われたんですけれども、この補助消防団員にですね、応募する可能性があるのかどうかですね、そこらまで検討されて決められたのか、その二点についておたずねしたいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 山口議員のご質問にお答えをいたします。

補助団員の人数の件ですけれども、条例定数の290名までの範囲に収まるのかというご質問でございますけれども、この補助団員につきましては、条例定数というふうに考えておまして、でありますから290名まで、ですから17名が最高ということで考えております。

そして補助団員についての応募の関係についてでありますけれども、今ですね、各分団において補助団員が必要なのかどうかというですね、調査をいたしておまして、各分団で調査がなされております。その中には、やはり平日昼間の出動に困難を及ぼしているようだというのが1つ、2つの分団からあっております。そういったところについては、この条例を適用いたしまして、補助団員を配備して、出動ができる体制をと、このように思っております。今おっしゃいました応募があるかと言われてましたけれども、今のところ消防団長を始め、幹部、そして分団長、こういった幹部の団員において各OBさん等について、お聞きしたりとか、そういったことを今してもらっているようであります。もう少し状況を聴かないと分かりませんが、今のところ公募をしたりとか、という方向では今のところ思っておりません。ですから、各分団で回っていただくということを基本にしたいと、このように思っております。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 いささか私もですね、消防後援会と関わっておりましてですね、ちょっとこういった話が出たときに、地区で話し合ったことがあるんですが、消防車も変わってきていると、そうすれば自分たちがおった頃とすれば、機器の操作、その他も変わっていてですね、結局訓練にも行かんといかん。消防ポンプ車が変わっているわけですから。だから、そういう中で

すね、今さら退団したのにちょっともう応募その他言われても断るよとかです
すね、そういう意見をかなり聞くわけです。結果として、消防OBですから、
現在の分団長さんとか、そういった方はすべて先輩になるわけですよ。
果たして、その後輩の方が先輩すいませんと言って応募があるのかと思いま
すね。そういった点をどういった点でクリアしようと考えておられるのかで
すね、訓練その他含めてですよ。だから、足りないから何らかのかたちで応
援をお願いせんといかんというのは分かるわけですよ。じゃあ、それが現実
にいろんなそういう状況を把握してですね、ここまで条例を制定しようとい
う動きになったのか、その点をお尋ねしたい。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 それではお答えをいたします。

おっしゃるようにOBについては、幹部団員よりも先輩方が多いんだらう
と思っておりますし、年下の幹部が年上を使えるかという、これも当然ある
うかと思えます。そこで、先ほど言われた訓練の関係ですね、いったん辞め
た人が訓練に参加したりするのかということもあるんだらうと思えます。
これにつきましては、まず、先ほどもちょっと触れましたけれども、補助消
防団員の任務、活動等に関する要綱を定めようと、このように考えておりま
す。まだ公布しておりませんが、これは消防団の幹部等も打ち合わせ
をしていつているわけですが、まず、補助団員の訓練でございませ
けれども、これについては消防団に入っていたときに消防に関する訓練等に関
しては熟知されているんだらうと、このような理解をしております関係上、
訓練には参加をしなくてもいいですよというふうなことになるんだらうと、
このように思っております。

そして、任務として初期消火の活動、それから消防車両の出動の補助、そ
れから消火活動の補助、それから災害発生時の避難誘導及び情報活動という
ようなことで決めていこうかと思っておりますが、基本的に基本団員の補助
的な役割、後方支援というかたちをとっていく方向になるんだらうと、この
ように思っております。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 補助団員の報酬の件でちょっとお尋ねしますが、報酬は支払
わないということで、出動手当だけということでしたが、補助団員を290

名の定数に含まれるということでありました。それから、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の中でですね、団員は団長の招集によって出動しなければならないと。招集を受けない場合でも、水火災、その他災害の発生を知った場合には、直ちに出動しなければならないと定められております。そういうことであれば、ちゃんと報酬も金額にはいくらか差があってもやむを得ないかと思えますけれども、報酬を支払うべきではないかなと思えますがどうでしょうか。

それから、任務について、平日昼間の火災対応が主ということでしたが、台風とか大雨とか、そういった万一の場合に備えての待機ということについてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

議 _____ 長 総務課長。

総務課長 補助団員についても、報酬を支払うべきではないかと、このような質問でございますけれども、ちょっと先ほどの質問で言いそびれたところがございます。

今後、要綱を作ろうということにしておりますけれども、今持っておりますのが補助団員については、年に2回の訓練、機械整備等に参加し、ということにしております。つまり、通常、消防団員については、月2回の整備、こういったことに従事をしていただいておりますので、それに合わせたかたちで年報酬を支払っておりますので、補助団員はそれも回数的に少ないということから、報酬については支給をしないと。しかし出動については、手当で対応しようというふうにいたしております。これについては、近隣の町村の状況を見たときに、このような、支給しないという方向でなされているところがありますので、それに合わせまして報酬、年報酬は支給しないと。しかし先ほど言いましたように、他の福利厚生についてはほかの団員と同じようにしておりますので、基本団員とはいくらか差があるのは当然ではなかろうかなと思っております。

それから火災以外、いわゆる水害、こういったことについても先ほど任務の説明で少し触れましたけれども、消火活動以外に災害発生時というふうに定めようと考えておりますので、火災以外についても出動を願うということになろうかと思えます。以上でございます。

議 _____ 長 久保田議員。

4 番久保田 お尋ねします。補助団員という捉え方は私はおかしんじゃないかと思うんですね。290名の定員があって、今流動的に現団員が273で、先ほどおっしゃった17名が最高ですとおっしゃったけれども、この273というのは流動的に動くのであって、私は補助団員というのは、あくまでも290名を越していて補助団員だと解釈するべきではないかと思うんですね。ここで定めてしまう定義がおかしいんじゃないかと私は思うんですねけれどもどうでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 補助団員制度、これがおかしいのではないかとのご質問でございますけれども、条例定数ではご存じのように290名というふうに、これについては人口が減少しても定数はずっと変えていません。そういった中で、近年270名を少し越えるという団員しか確保できておりません。ここ数年、確保できていない状況でございます。そういった中で、本来の目的は団員を確保しようという目的ではございません。昼間の災害、火災、こういったものに対応できる組織を作り上げようというふうに思っております。そういったことで、基本団員に入っていただくのであれば、補助団員については多くなれば辞めていただくということになろうかと思うんですねけれども、やはり290を頭として組織していきたいと、このように考えを持っております。以上でございます。

議 長 村井議員。

13 番村井 13番村井です。一点だけ簡潔にお聞きします。

補助団員は、消防車を運転してはいけないというような風のうわさを聞きましたので、あくまでも基本団員の補助ということで説明がありましたが、補助団員が災害時に消防車を運転できるのかどうか、その点を一点だけお尋ねします。

議 長 総務課長。

総務課長 消防車の運転は可能かということでございますけれども、これにつきましても消防団の幹部と協議をいたしまして、要綱の中で定めてまいりたいと、このように思っております。運転につきましても、まだ話のネタになっておりませんので、協議をしてまいりたいと、このように思っております。

議 長 高以良議員。

10番高以良 先ほどの報酬の関係で追加で質問ですが、答弁では確か団員の方は月2回の機械整備に出てもらうということで、補助団員は年2回の訓練ということで、そこらへんの差があるから報酬は支払う考えはないという答えだったと思いますが、確かに機械整備については、別に整備の委託料だったか手当だったかはっきり覚えていませんが、別に整備のためのものが支払いがあっていると思いますので、それはまた別の話じゃないかなと思います。やっぱり、団員として任命とかということであれば、いくらかの報酬は支払うべきじゃないかなと思いますが重ねてお聞きします。

それと別の件でもう一点、第3条の2のところですが、団長の任命については、改正前は消防団の推薦に基づき町長が任命するということになっていたことについて、これまで消防団からの推薦がなかったのを削除するということでしたが、消防組織法では、消防団長は消防団の推薦に基づき市町村長が任命ということになっています。消防組織法の中で、消防団の推薦に基づきとなっているものを、これまで推薦がなかったからという理由で削除していいものかどうか、そこらへんをお尋ねいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 報酬の件でございますけれども、先ほど申しましたように年に2回の点検、後、現行の消防団員につきましては、夏季訓練があったりとか、年末警戒、そして火災予防運動の広報とか、こういった分がありまして、補助団員との出動の差というのは歴然でございます。そういったことで、補助団員については年報酬を支給しないということにいたしているところであります。

そして、もう一点は、消防団の推薦に基づき団長が、ということで、消防団の推薦というものがあまして、消防団が推薦するわけではないんだろうと。例えば、消防団長とか、分団長であるとか、そういったことになって、消防団そのものは推薦しないだろうということ、そして、これまでも先ほど言いましたように、推薦はあっておりませんので、ここはすっきりとして町長が任命するというかたちにしてもいいんじゃないかということで、削除いたした次第でございます。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 今の議論を聞いてまして、言われたように290人の定員で17人不足していると。それを補完する補助団員なのかですね、あるいは提案理由の時に町長が説明された消防団員の3分の1が町外勤務ということで、その対応をするための補助団員、要するにOBさんたちでしょうから地元におられるという前提を考えればですね、昼間の火災には対応していただけるという分はあろうかと思うんですよね。どちらに視点を置くかによってですね、先ほどから答弁を聞いてますと、あくまでも290をカバーする、そのための補助団員かなと、そういう受け止め方をしてしまうんですけれども、その点はどちらなんでしょうか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 それではお答えをいたします。町長の提案理由にもありましたように、近年、消防団員の職業がサラリーマン化をしておると、そして、勤務をされる方が町外の勤務者が非常に多いということで、平日の昼間の火災あるいはほかの災害、こういったことに対して対応ができにくくなっているんで、そこを出動できる体制を作るということ、これがまずもっての目標でございます。定数の関係があったのは、やはり定数が290名と縛られている中でのご質問であったので、290名を補完するような意味合いにとられたのかなと思いますけれども、基本的には昼間の出動を確保するということが今回の目的でございます。

議 長 三岳議員。

3 番 三 岳 3番三岳です。先ほど、山口議員と久保田議員の答弁ではですよ、不足する17名を補完するためのという表現があったわけですね。総務課長の方からされたですよ。そういうふうにされたから私は聞いているんですよ。私はあくまでも290というのは、団員を確保する努力を今後も続けていくよという前提で、それ以外にですよ、補助団員として今から確保していくんですよということであれば納得できますけれども、どうも290名にそちらの方がこだわっていらっしゃるんじゃないかと思っっているんです。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 申し訳ございません。290名にこだわっているものではございません。今言いましたように、いわゆる昼間の人確保ということが本

来の目的でございます。そのように言ったのであれば申し訳ありませんでした。

議 長 田口議員。

2 番 田 口 今の話に関連するんですが、補助団員も定数290人の中であるという説明があっているわけですが、そうしますとですね、お金の面だけ考えると、補助団員が多い方が役場にとっては良いということになるので、現職の団員が辞めたときに補助団員で補充するということがずっと続いていく可能性もあるわけですよ。そういう心配が。ということで、これは何らかの歯止めが必要なんじゃないですかと。この290人の中に、例えば270人が基本団員で20人が補助団員とするとか、はっきり書くとかですね。あるいは行政サイドできちんとしたものを持っていかないとずるずるとなって、みんな補助団員になってしまう可能性も考えられないわけではないですよ。そこらへんについての考えをはっきりさせてもらいたと思います。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 なんか行政側の答弁が補助団員について、私たち議員がしたことに対してですね、きちんとした見解を全く出されていないと。特に、定数に関してはですね、もう少し休憩をとってですね、行政側のそこらへんの統一した回答をですね、きちんとまとめていただきたいと思います。この先まだ質問をしたいこともあるもんですから、ちょっと休憩をとってですね。

議 長 休憩の動議ということで位置づけてよろしいですね。

今、山口議員から休憩の動議が出されましたけれども、みなさんよろしいですか。賛成の方。

「異議なし」の声あり

議 長 行政におかれましては、今指摘がありました答弁にずれがあるという意見もあるようですので、そのへんを整理して改めて会議を開きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(17:18)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 町長。

町 長 今あの、ご審議いただいている条例案につきまして、大変皆様方にご迷惑をおかけしておりますので申し訳なく思っております。

そこで、複数の議員から質問がっておりますので、私の方でまとめて考え方を答弁したいと思います。

先ほど、団長の任命について、高以良議員の方から消防組織法では消防団の推薦により町長が任命するというようになっておりますけれども、今回の条例改正で消防団の推薦によりという言葉が削除しております。これは、上位法に抵触するんじゃないかというご質問がありましたけれども、抵触するかしないかは、まだ調査しておりませんが、現実問題、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、消防団長を消防団が推薦するというようになりますと、消防団の代表は消防団長でありますので、文書で推薦をする場合には、ちょっと矛盾したところが生じてきますので、これは条文そのものを外した方が良くないかということで、現実問題、消防団の分団長会議の中で適任者を選任されているようでありますので、そういった情報を聞いて、私の方で町長において任命しておりますので、現実に沿った条例にしようということで、今回改正をしているところでございます。

それから田口議員、山口議員の方から質問がっておりますように、今回の補助団員制度につきましては、定数の290の中に入れるのか、あるいはその定数外という考え方でいいのかという質問がありましたけれども、実はこの補助団員制度につきましては、これまで先ほど総務課長も言うておりましたように、定数290名でありますけれども、現在の団員数が270名程度ということで、定数になるまで確保しようということで消防団の方では極力努力をされておりますけれども、現実問題、それが数年確保されておられません。そういった中で、消防団の方から、ぜひ補助団員制度を設けてもらいたいと、そして補助団員制度については、あくまでもいわゆる定数を満たすためのものではないと、それ以外に先ほど私が壇上で説明をしましたよう

に、出勤する人員が少なくなっておりますので、せめて車両を運転する場合には3名確保したいとか、あるいは放水についてもそういった人数を最低確保したい。そういったものを確保するために、ぜひ経験のある人を補助団員として任命したいということから、今回の条例提案になったわけでございます。これについては、消防団の活動については、町の行政が細分まで立ち入ることができません。あくまでも消防団の考えに沿って、やはり行政としては対応していかなければいけないということで、今回、条例を提案したわけでございます。

そして村井議員からは、その補助団員が消防自動車を運転できるのかというような質問がございましたけれども、これについても現場の消防団に任せべきだと、町の条例で補助団員が運転ができない、できるというものを条例で制定すべきではないだろうと。あくまでも消防団の方にそこは委ねるべきだと。現場に委ねるべきだろうというような思いで、この条例を提案したところでございます。

そういった中で、消防団としては、あくまでも定数を290名に近づけたいという、今後も努力をしていきたいという分団長会議での内容でございます。したがって、現時点では補助団員というのは、定数外というふうにご理解いただいて結構だと思います。しかし、今後これをどうするかについては、消防団と十分協議をしながら、この定数問題についても協議をしていきたいと、このように思っております。

必要であれば、今回の条例改正案には提案しておりませんので、この290をどうするかということが今後、消防団と協議の中で新たな方針が出てきましたら、その時点で条例改正を提案したいと、このように思っているところであります。まず、4月1日から補助団員制度を設けたいということでご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

議 長 今説明があったところでございます。もし質疑がありましたらお受けしたいと思いますが。小田議員。

1 1 番 小 田 補助団員制度ができるというふうなことをですね、私が住んでいる分団でも大変前向きに取り組むというふうに段取りをしているんですけども、活動の範囲の中でですね、各議員から質問がありましたけれども、行動できる範囲の要綱あたりをですよ、まだ定めていないと。これから定め

ていくというふうなことをお聞きしましたけれども、この附則を見ますとですね、4月1日からこの条例は施行するというふうになっておりますので、4月1日までのうちには、いろいろな補助団員が活動できる範囲諸々を定めた要綱というのを作ってお示しいただけるのかというふうなことをお尋ねいたします。

そうしないと、補助団員もですね、安心して協力活動ができないと思いますので、そのへんの見解をお尋ねいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 今の質問にお答えしますが、今回の条例改正の施行日を4月1日とこのようにしております関係上、補助団員の任務、活動等についてもその日に合わせまして整理をしているところでございます。時期が来ればお示しできるものと、このように思っております。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 先ほど町長の答弁で、補助団員は定数には含まないということをおっしゃいましたが、そういうことになると町の現在の条例の川棚町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の中に、第2条に団員の定数は290人とありますが、これは団員というのは、今回の改正条例の中に団員の種類は基本団員と補助団員とするということですから、この元の条例290名の、ここの第2条の中の団員というのは基本団員であるという内容になるように、ここの改正も必要になると思いますが、その分についてお願いします。

議 _____ **長** 町長。

町長 今、高以良議員のご指摘のとおりでありますので、これについては先ほど言いましたように、定数についての今後議論を消防団と深めていきますので、そういった協議が整った時点でまた改めて提案をさせていただきます。現状ではちょっと、おかしい条例になっておりますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

議 _____ **長** 三岳議員。

3番三岳 今の分に関連するかもしれませんが、この補助団員の方々のですね、その職務内容というか、役割というか、そういったものは条例の中に任用だけを挙げてあるわけですね。じゃあどういったことを、例えば基本

団員の補佐的なことをするんだよとか、一言はいるんじゃないかと思いますので、先ほど総務課長の方から言われた規則等を今から作るということでもありますので、私はこの条例の方に入れるべきじゃないかなという気がしますが、そのへんの見解はいかがでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** お答えします。消防団の活動というのは、やっぱり基本的には火災とか、あるいは水災害、そういった緊急事態にどう対応するかというのが一番基本でありますので、それを条例で細かく決めるというのはいかなものかと思いますので、それについては今後消防団と協議をしながら要綱等でおおまかなところを定めて、そして皆様方にもご理解をいただきたいと思えます。細かいところまでは決めることはできないというふうに思います。以上でございます。

議 _____ **長** それぞれご質疑もあったようでございますが、町長の基本的な答弁もあっております。今まで出た議員からの質疑の内容で、要望等と解される質問もあったようでございますので、今後、要綱の中でその辺も当然、反映していただければなりませんし、消防団自体の現場の役割というの調整をせざるを得ないという面も理解しなければならないと思えますので、質疑はここにとどめて討論に入らせていただきたいと思えますがよろしいですか。はい。それではそのようにさせていただきます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(17:54)

議 長 次に、日程第18、議案第16号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の変更の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第16号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約を変更の件」について、提案の理由をご説明いたします。

今回の規約の変更につきましては、長崎縣市町村総合事務組合を組織する北松南部清掃一部事務組合が、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日をもって解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じ、規約の変更が必要となりましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。以上で、提案理由の説明とさせていただきますが、補足説明を総務課長にさせますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは説明をさせていただきます。町長が提案理由で説明いたしましたとおり、北松南部清掃一部事務組合が平成28年3月31日をもって解散することに伴いまして、長崎縣市町村総合事務組合の規約の一部を変更する必要が生じたので提案するものでございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。

それでは別表第1の右側の組合を組織する組合市町村の上から6行目に下線を引いてあります北松南部清掃一部事務組合の脱退により削除するものがあります。

別表第2では、総合事務組合において共同処理を行っている事務と団体を示した表でありまして、第3条第1項に関する事務、この事務には職員の退職手当の支給に関する事項がありまして、右側の7行目に下線を引いております北松南部清掃一部事務組合を削除するものでございます。次のページで
ございます。

第3条第9号に関する事務であります、この事務は職員の公務災害及び通勤災害に関する事務でありまして、下線を引いてある分を北松南部清掃一部事務組合を削除するものでございます。

3条第13号に関する事務でありますけれども、この事務は職員の研修に関する事務でありまして、下線を引いております北松南部清掃一部事務組合を削除するものでございます。

改正本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約の施行期日を定めるものであり、施行期日を平成28年4月1日から施行するということに定めるものでございます。

北松南部清掃一部事務組合につきましては、昭和37年に旧佐々町、小佐々町、吉井町、江迎町及び鹿町町の5町で発足をしておりまして、その7年後の昭和44年11月に旧田平町、世知原町が加入し、7町で構成された一部事務組合でありました。その後、平成の合併によりまして平成17年度末には旧田平町、吉井町、世知原町が、平成18年度末には旧小佐々町が、平成22年度末には旧江迎町、鹿町町が脱退をし、現在、佐世保市と佐々町が構成団体となっております。北松南部清掃一部事務組合が解散するに至った理由として、構成団体の減少により一部事務組合の役割が終了したということで、3月31日をもって解散するということになってものでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件」の採決を行います。

お諮りします。本案は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更の件」は、可決されました。

(18:01)

議 長 次に、日程第19、議案第17号「町道の廃止（町道新谷三反間線の件）」と日程第20、議案第18号「町道の認定（町道新谷三反間線の件）」を、川棚町会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第17号「町道の廃止（町道新谷三反間線の件）」及び議案第18号「町道の認定（町道新谷三反間線の件）」については、ただいま関連があるということで一括議題にさせていただきましたので、併せて提案理由の説明をいたします。

議案第17号、町道の廃止につきましては、基幹農道川棚西部線の新設工事により、町道の一部が基幹農道の敷地として利用されることから、町道の延長及び終点の位置が変更となります。このことから、議案第18号で道路法第10条第3項の規定により、現在の町道をいったん廃止し、次の議案第

18号で道路法第8条第2項の規定により町道を認定しようとするものであります。詳細につきましては、建設課長から説明をいたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 建設課長。

建設課長 それでは補足説明をいたします。今回の廃止、認定を行おうとする路線は、町道新谷三反間線でありまして、路線延長及び終点の位置が変更となり、路線延長が減少しております。それでは内容について説明いたします。

廃止議案の2枚目、廃止図面をご覧ください。路線番号255の町道新谷三反間線は、図面黄色の路線で、国道205号の新谷交差点から山側に入り町道塚四郎線の起点となる交差点、そこを通り抜けまして、約200メートル先を左に曲がり、先ほどの交差点にぶつかる左回りの路線であります。

次に、廃止議案3枚目の参考図面をご覧ください。今回、基幹農道川棚西部線、緑の太い線ですけれども、この終点が町道塚四郎線の起点が接する交差点、そこまでとなり、町道の一部が基幹農道の一部として利用されることとなります。また、基幹農道と重ならない部分、緑の細い線がありますが、ここにつきましては、民地への入り口として3カ所ありますけれども、そこは基幹農道の取り付け道路、残りの残地につきましては、耕作道路ということで農林水産課で管理するという事で協議をいたしております。

次に、認定議案の2枚目の認定図面をご覧ください。認定につきましては、赤の路線で起点は変わらずに山側に入りまして、先ほどの交差点を左に曲がり、寺井宅下の基幹農道、そこに接する部分を終点とする右回りの路線となりまして、町道の起点は新谷郷字三反間で変更ありませんが、終点が新谷郷字砥石川西平となります。このことから、路線延長の変更と終点の位置の変更が生じますので、道路法第10条第3項の廃止の規定により、議案第17号で町道の廃止を、同法第8条第2項の町道認定変更の規定により、議案第18号で町道の認定を同時に行うよう提案するものであります。なお、町道の廃止区間につきましては、基幹農道が供用開始されることとなります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

議案第17号「町道の廃止（町道新谷三反間線の件）」に対する反対者の発言を許します。

（発言なし）

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

（発言なし）

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号「町道の廃止（町道新谷三反間線の件）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第17号「町道の廃止（町道新谷三反間線の件）」は、可決されました。

（18：08）

議 長 次に、議案第18号「町道の認定（町道新谷三反間線の件）」について、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

（発言なし）

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号「町道の認定（町道新谷三反間線の件）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第18号「町道の認定（町道新谷三反間線の件）」は、可決されました。

(18:09)

議 _____ **長** 次に、日程第21、陳情第2号「石木ダム建設中止を求める陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。この陳情については、石木ダム対策調査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、この陳情は石木ダム対策調査特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。なお、この陳情の付託に際しては、審査が終了するまでの間、石木ダム対策調査特別委員会の閉会中の継続審査といたします。

(18:09)

議 _____ **長** 以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(18:10)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____